

2022年8月

発行登録追補目論見書

(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年9月21日満期

トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

(注) 発行会社は、令和 4 年 7 月 22 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2023 年 9 月 1 日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日米 2 指数 (日経平均株価・S&P500) 連動 円建社債」の売出しについて、令和 4 年 7 月 29 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025 年 8 月 28 日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー社債」の売出しについて、令和 4 年 7 月 29 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027 年 8 月 27 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 4 年 7 月 29 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029 年 8 月 28 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 4 年 7 月 29 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2032 年 8 月 31 日満期 期限前償還条項付 バークレイズ・マルチアセット・スイッチ (目標変動率 2.5%) 指数連動クーポン付き円建社債」の売出しについて、令和 4 年 7 月 29 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025 年 8 月 28 日満期 期限前償還条項 (トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数 (日経平均株価・S&P500 指数) 連動 円建社債」の売出しについて、また令和 4 年 8 月 22 日付で「2025 年 9 月 19 日満期 期限前償還条項付日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動 デジタルクーポン 円建社債 ノックイン期間限定型」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933 年合衆国証券法 (その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
4. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年2月15日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022年2月15日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくはS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3-外1-55

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年8月22日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 前田 圭一朗
同 飯野 敦之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 31,600,000 トルコ・リラ (円貨換算額 236,368,000 円)

(上記円貨換算額は1トルコ・リラ=7.48円の換算率(2022年8月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年8月2日
効力発生日	令和3年8月13日
有効期限	令和5年8月12日
発行登録番号	3-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
3-外1-1	令和3年8月25日	306,000,000円		
3-外1-2	令和3年8月26日	420,000,000円		
3-外1-3	令和3年8月27日	182,996,100円		
3-外1-4	令和3年8月27日	127,428,000円		
3-外1-5	令和3年8月31日	400,000,000円		
3-外1-6	令和3年9月1日	1,011,000,000円		
3-外1-7	令和3年9月1日	1,435,000,000円		
3-外1-8	令和3年9月9日	2,044,000,000円		
3-外1-9	令和3年9月30日	400,000,000円		
3-外1-10	令和3年10月1日	1,846,000,000円		
3-外1-11	令和3年10月1日	3,661,000,000円		
3-外1-12	令和3年10月12日	761,000,000円		
3-外1-13	令和3年10月18日	463,000,000円		
3-外1-14	令和3年10月20日	2,144,000,000円		
3-外1-15	令和3年10月22日	173,368,104円		
3-外1-16	令和3年10月29日	200,000,000円		
3-外1-17	令和3年11月1日	1,544,000,000円		
3-外1-18	令和3年11月1日	2,208,000,000円		
3-外1-19	令和3年11月5日	250,000,000円		
3-外1-20	令和3年11月12日	1,446,000,000円		
3-外1-21	令和3年11月17日	2,841,000,000円		
3-外1-22	令和3年11月30日	200,000,000円		
3-外1-23	令和3年11月30日	650,000,000円		
3-外1-24	令和3年12月1日	1,960,000,000円		
3-外1-25	令和3年12月14日	2,178,000,000円		
3-外1-26	令和3年12月28日	200,000,000円		
3-外1-27	令和4年1月14日	1,540,000,000円		
3-外1-28	令和4年1月19日	1,478,000,000円		
3-外1-29	令和4年1月19日	160,000,000円		

該当なし。

3-外1-30	令和4年1月21日	179,692,800円		
3-外1-31	令和4年1月28日	220,000,000円		
3-外1-32	令和4年2月4日	315,000,000円		
3-外1-33	令和4年2月4日	888,000,000円		
3-外1-34	令和4年2月8日	203,346,550円		
3-外1-35	令和4年3月17日	260,000,000円		
3-外1-36	令和4年3月18日	165,488,718円		
3-外1-37	令和4年3月18日	151,470,000円		
3-外1-38	令和4年3月18日	100,000,000円		
3-外1-39	令和4年3月18日	1,339,000,000円		
3-外1-40	令和4年3月18日	1,433,000,000円		
3-外1-41	令和4年3月18日	3,237,000,000円		
3-外1-42	令和4年3月30日	250,000,000円		
3-外1-43	令和4年4月1日	100,000,000円		
3-外1-44	令和4年4月7日	162,864,000円		
3-外1-45	令和4年4月19日	1,344,000,000円		
3-外1-46	令和4年4月19日	2,643,000,000円		
3-外1-47	令和4年5月2日	430,000,000円		
3-外1-48	令和4年5月13日	1,238,000,000円		
3-外1-49	令和4年5月19日	8,530,000,000円		
3-外1-50	令和4年5月19日	4,452,000,000円		
3-外1-51	令和4年5月20日	2,242,000,000円		
3-外1-52	令和4年6月6日	629,000,000円		
3-外1-53	令和4年7月8日	100,000,000円		
3-外1-54	令和4年7月19日	2,410,000,000円		
実績合計額		65,252,654,272円	減額総額	0円

【残額】

934,747,345,728円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	18
第二部 公開買付けに関する情報	19
第三部 参照情報	20
第1 参照書類	20
1 有価証券報告書及びその添付書類	20
2 四半期報告書又は半期報告書	20
3 臨時報告書	20
4 外国会社報告書及びその補足書類	20
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	20
6 外国会社臨時報告書	20
7 訂正報告書	20
第2 参照書類の補完情報	20
第3 参照書類を縦覧に供している場所	20
第四部 保証会社等の情報	21
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	22
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	23
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	91

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」又は「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年9月21日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	200,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	31,600,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2028年9月21日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘 要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2021年6月18日付グローバル・ストラクチャー・ド・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2022年9月20日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注2）本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）、CMUロジック・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、フィ

ンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービズ・ピーエルシー並びにCMUロジック・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（香港支店）の間において2022年6月17日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、（i）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、（ii）包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び（iii）包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2022年6月17日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「営業日」とは、(a) ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスユー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の15.80% (注1)	申込期間	2022年8月23日から 2022年9月16日まで
申込単位	額面100,000トルコ・リラ以上 額面100,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2022年9月21日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取

引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離脱法(その後の改正を含む。以下「EU離脱法」という。)に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法(その後の改正を含む。以下「金融サービス市場法」という。)及び指令(EU) 2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客(但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)又は(iii) EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) 2017/1129(その後の改正を含む。)の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にするとは、英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU(その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。)第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令(EU) 2016/97(その後の改正を含む。)の定義に該当する顧客(但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)又は(iii)規制(EU)2017/1129(その後の改正を含む。)で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にするとは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法(その後の改正を含む。以下「FINSA」という。)第4条第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にFINSA上要求される重要情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にするとは、FINSA違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び/又は調整
発行会社は、「発行会社課税事由」(以下に定義される。)及び/又は「通貨障害事由」(以下に定義される。)及び/又は「法の変更」(以下に定義される。)及び/又は「異常な市場障害」(以下に定義される。)(以下「追加障害事由」という。)が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び/又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらさず、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持す

ることができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社
に通知し、いかなる調整も行われぬ。

- (ii) 発行会社は、発行日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間中においてい
つでも、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」とい
う。）取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金
償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本
社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義
される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、
（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で
適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生
又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリー
ズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がそ
の裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2022年8月10日）以降、①適用される法律、規則、規程、命
令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、
命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当
な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若
しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公
式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社
が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはそ
の関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、
先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法と
なるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行
会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務
の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を
含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債
に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設
定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断し
た場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた
事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建て
の額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償
還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する
要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の
市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、
②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されな
かったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早
期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点にお
ける最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と
同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の

市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日（2022年8月10日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日（2022年8月10日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

(a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。

(b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。

(c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な

様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらにかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補正するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なもの

であり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債

に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かか

る支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと（EU離税法により、英国国内法の一部を構成する場合に限る。）。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能

性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われたい。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建ての相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円・トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の状況のもとでは、本社債の日本円建ての相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する。

2009年銀行法（その後の改正を含む。）（「銀行法」）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び／又は当行に関する破綻処理権限を行使することができる英国のその他の機関（「破綻処理当局」）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ベイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち（a）該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、（b）該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、（c）英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビークルへの譲渡、（d）ベイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び（e）一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じうる執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってベイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ベイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（銀行法第1部に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資

機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。)をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

本社債の条件に基づいて、本社債の保有者は、破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に拘束されることに同意した。

当行は、本リスク要因のために、英国以外の法域の法律に基づく社債を発行することができる。当該社債の条件には、英国ベイルイン権限の行使に係る同意及び承諾に関する規定を含めるものとする。

本社債の各保有者は、破綻処理当局に対して法律により付与された破綻処理権限について認識しており、社債のあるシリーズを取得することによって、本社債に基づき発生する支払金額（本社債の条件中に定義される。）が英国ベイルイン権限の行使の対象となる可能性があることを認め、承諾するとともに、自身が破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の影響に拘束されることを認め、承諾し、これに同意する。なお、かかる権限の行使は、(i) 支払金額の全部又は一部の減額、(ii) 本社債の支払金額の全部又は一部の、当行又はその他の者の株式若しくはその他の証券又はその他の債務への転換（及び、かかる株式、証券又は債務の保有者に対するその発行又は付与）（本社債の条件の修正、改定又は変更による場合を含む。）、(iii) 本社債の償却、(iv) 本社債の満期の修正若しくは変更、又は本社債に関して支払うべき利息の金額若しくは利息の支払期日の変更（一時的に支払を停止することに

よる場合を含む。)につながる可能性がある。加えて、本社債の各保有者は、破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使を有効にするため、必要な場合において、本社債の条件の変更拘束されることを認め、承諾し、これに同意する。

そのため、英国バイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使されうる。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国バイルイン権限を行使しうる。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置(破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。)」が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態(資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。)、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化(適用する格付方法の変更による場合を含む。)したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び/又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合(或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合)、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず(また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず)、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

さらに、EU CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に英国 CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国 CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2021年度（自令和3年1月1日 至令和3年12月31日）
令和4年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
スティーブン・ユワート

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和3年8月2日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和3年2月3日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額 100 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2022 年度中間決算報告書
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ
およびパークレイズ・グループ

Barclays Bank PLC Interim Results Announcement

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
中間決算報告書

2022年6月30日

決算報告書	ページ
注	1
財務レビュー	3
リスク管理	
・ リスク管理および主要リスク	7
・ 信用リスク	10
・ 市場リスク	23
・ 財務および資本リスク	24
取締役の責任に関する声明	27
パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	28
要約連結財務書類	30
財務書類に対する注記	36
その他の情報	64

BARCLAYS BANK PLC, 1 CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP, UNITED KINGDOM. TELEPHONE : +44 (0) 20 7116 1000. COMPANY NO.1026167.

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。本文書の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。本文書の「パークレイズ・グループ」または「パークレイズ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2022年6月30日に終了した6か月間の数値と2021年6月30日に終了した6か月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2022年6月30日現在の数値と2021年12月31日現在の比較数値を記載しています。当該分析の目的のために使用された過去の財務情報は、修正再表示されています。詳細については、本報告書に含まれる要約連結中間財務書類に対する注記1をご参照ください。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results からご確認ください。

2022年7月27日に取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2021年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-KのコピーはSECのウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズ・バンク・グループは米国やEUを含む債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とパークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

現時点では、本報告書に記載されている要約連結中間財務書類に適用される(i)英国の金融行為監督機構の開示および透明性規則、ならびに(ii)アイルランドの透明性(指令2004/109/EC)規制2007(改正)の要件は、実質的に同じです。本報告書に記載されている要約連結中間財務書類について、透明性(指令2004/109/EC)規制2007(改正)の目的で、アイルランドの監査・会計監督当局の「レビュー業務に関する国際基準(アイルランド)」、2410企業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠して、パークレイズ・バンク・グループの監査人によるレビューは行われていません。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、パークレイズ・バンク・グループの経営陣が口頭で行う場合もあります(財務アナリスト向けの経営陣によるプレゼンテーションを含みますが、この限りではありません)。将来に関する記述の例としては、特に、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益水準、資産負債、減損費用、引当金、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、資本分配(配当性向および予測支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される支出、費用または費用削減、コミットメントおよび目標(環境・社会・ガバナンス(ESG)のコミットメントおよび目標を含みますが、この限りではありません)、事業戦略、将来の業務に関する計画および目標、グループ構成、IFRSの影響、過去または現在の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものです。将来に関する記述は、法律の改正とそれに関連する規制および解釈指針、IFRSおよびその他の会計基準の進展(会計基準の解釈および適用に関して進展する実務を含みます)、ESG報告基準の出現および進展、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果とそれに関連する引当金への影響、政府および規制当局の方針および行動、政府およびその他の利害関係者とともに気候変動の影響を効果的に測定、管理および緩和するパークレイズ・バンク・グループの能力、パークレイズ・バンク・グループが管理できない環境、社会、地政学的リスクおよび事件または同様の事象、ならびに競争の影響を含みますが、この限りではない多くの要因によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼす可能性があります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジットおよび資本市場におけるボラティリティ、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更、発行済証券の評価の変更、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、カウンターパーティ・リスクの変動、顧客行動の変化、ロシアとウクライナの戦争がヨーロッパや世界のマクロ経済状況、政治的安定および金融市場に及ぼす直接および間接的影響、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックによる直接および間接的影響、英国の欧州連合(EU)からの離脱により生じる不安定さ、EUと英国の貿易協力協定の影響、およびそれによりその後起こりうる英国内および世界的な混乱、グループの評判、事業または業務におけるサイバー攻撃、情報漏洩またはセキュリティ侵害、もしくは技術障害のリスク、パークレイズ・バンク・グループの資金調達能力、ならびに事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、将来の業績、資本分配、ならびに自己資本、レバレッジもしくはその他の規制上の比率、または財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標、またはコミットメントおよび目標を達成する能力は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのSECへの提出物(2021年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係るパークレイズ・バンク・ピーエルシーの年次報告書(改正)を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイト www.sec.gov からご確認ください。

注

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

パークレイズ・バンク・グループ概要

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・グループ内のノン・リングフェンス銀行です。パークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)およびコンシューマー、カードおよび決済(CC&P)の各事業から構成される、パークレイズ・グループのパークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客とクライアントに提供しています。

パークレイズ・バンク・グループの業績(半期)

	修正再表示 ¹		
	2022年6月 30日に終了 した半期 (百万ポンド)	2021年6月 30日に終了 した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
収益合計	9,990	8,189	22
信用に係る減損(費用)／戻入	(293)	288	
営業収益純額	9,697	8,477	14
営業費用	(5,259)	(5,059)	(4)
訴訟および特定行為	(1,833)	(164)	
営業費用合計	(7,092)	(5,223)	(36)
その他の収益純額	—	3	
税引前利益	2,605	3,257	(20)
税金費用	(476)	(594)	20
税引後利益	2,129	2,663	(20)
その他の持分商品保有者	(328)	(303)	(8)
株主帰属利益	1,801	2,360	(24)

貸借対照表関連の情報

	2022年6月 30日現在 (億ポンド)	2021年12月 31日現在 (億ポンド)
現金および中央銀行預け金	2,217	1,691
現金担保および決済残高(資産)	1,285	881
貸付金(償却原価ベース)	1,801	1,453
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,269	1,469
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	2,104	1,882
デリバティブ金融資産	3,444	2,623
その他の資産	607	619
資産合計	12,727	10,618
預り金(償却原価ベース)	3,115	2,628
現金担保および決済残高(負債)	1,234	790
公正価値で測定すると指定された金融負債	2,558	2,511
デリバティブ金融負債	3,215	2,565

資本および流動性メトリックス

	2022年6月 30日現在 (億ポンド)	2021年12月 31日現在 (億ポンド)
普通株式等 Tier1 (CET1) 比率 ^{2,3}	12.8%	12.9%
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	137%	140%
パークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,570	2,050
リスク調整後資産(RWA)合計	2,144	1,855
UKレバレッジ比率 ⁴	4.6%	3.7%

¹ 比較期間の資本および財務メトリックスは、有価証券の過剰発行の影響を反映するために修正再表示されています。詳細は、英語原文の 32 ページの「財務書類の修正再表示(注記1)」をご参照ください。

² パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規制を受けています。上記の開示は、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本メトリックスを示しています。詳細については、英語原文 21 ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。

- 3 CET1 資本比率は、自己資本要求規制(CRR) (報告日時点で適用される自己資本要求規制 II (CRR II) による改正を含みます) の IFRS 第 9 号経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。英国における CRR と CRR II の適用に関する詳細については、英語原文 21 ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。
- 4 過年度の比較数値は、CRR レバレッジベースで開示されています。これは、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2022 年 1 月 1 日まで英国のレバレッジの枠組みの対象ではなかったためです。2021 年 12 月 31 日現在において英国の枠組みが適用されていたと仮定すると、英国のレバレッジ比率は 4.1% となります。

バークレイズ・バンク・グループの業績¹

損益計算書 - 2022 年度上半期と 2021 年度上半期の比較

バークレイズ・バンク・グループの税引前利益は、CIB と CC&P の収益が好調であり、また、前年度に発生した構造的なコスト活動に関連する費用が当年度は発生しなかったものの、訴訟および特定行為に係る引当金や前年度の減損の戻入が当年度は発生しなかったことを受け、20% 減少し、26 億 500 万ポンドとなりました。

訴訟および特定行為に係る引当金には、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2018 年および 2019 年に SEC に提出したフォーム F-3 による米国証券発行登録書に基づく有価証券の過剰発行（「有価証券の過剰発行」、詳細は英語原文 44 ページを参照）に関連して予想される取消費用 13 億ポンド、ならびにこれに関連して SEC により科されると予想される罰金 1 億 6,500 万ポンドに関する追加引当金が含まれています。2022 年度上半期の業績には、予想される過剰発行された有価証券の取消申し入れから生じるリスクを管理するための短期のヘッジ契約に関連する収益およびリスク調整後資産が含まれています。

税引前利益は、CIB における 25 億 1,100 万ポンド（2021 年度上半期：31 億 9,900 万ポンド）の減少と CC&P における 2 億 2,900 万ポンド（2021 年度上半期：4 億 6,300 万ポンド）の減少により、26 億 500 万ポンド（2021 年度上半期：32 億 5,700 万ポンド）に減少し、これは、本社の損失の減少 1 億 3,500 万ポンド（2021 年度上半期：4 億 500 万ポンドの損失）によって部分的に相殺されました。

- 収益合計は 22% 増の 99 億 9,000 万ポンドとなりました。
 - CIB の収益は、事業モデルの多様化の効果と有価証券の過剰発行に関連したヘッジの影響を受け、22% 増加し、80 億 8,600 万ポンドとなりました。グローバル市場業務の収益は 49% 増加しました。これは、市場のボラティリティが激しい時期に顧客を支援したことによる取引活動の増加と、有価証券の過剰発行に関連してバークレイズ・バンク・ピーエルシーが開始する予定の取消申し入れから生じるリスクを管理するための短期のヘッジ契約に関連する収益 7 億 5,800 万ポンドを反映したものです。インベストメント・バンキングに係る手数料は、特にエクイティ・キャピタル・マーケット² における手数料プールが縮小したこと、また前年同期が好調だったことを受けて、31% 減少しました。コーポレートの収益は、預金残高の伸び、マージンの改善、支払量の増加、前年度に発生したシングル・ネームの貸付の公正価値評価に伴う償却が当年度は発生しなかったことを受け、11% 増加しました。これは、一部の公正価値貸付ポジションにおける当年度の損失とヘッジおよび信用保護に係る費用の増加によって一部相殺されました。
 - CC&P の収益は 21% 増加し、19 億 9,200 万ポンドとなりました。これは、米国におけるクレジットカードの平均残高が増加したこと、過去 1 年間にロックダウンの制限が緩和されたことによる売買高の増加、プライベート・バンクにおけるマージンの改善と顧客残高の増加を反映しています。
 - 本社の収益は、正味費用 8,800 万ポンド（2021 年度上半期：正味費用 9,200 万ポンド）で、主に旧来の資本性商品に係るヘッジ会計および資金調達費用によるものです。
- 信用に係る減損費用 2 億 9,300 万ポンド（2021 年度上半期：2 億 8,800 万ポンドの正味戻入）
 - CIB の信用に係る減損費用は、限定的だが重要なシングル・ネームのホールセール貸付からの減損費用が引き続き発生する一方、モデル化された減損の正味の増加により 3,100 万ポンドとなりました（2021 年度上半期：2 億 6,000 万ポンドの正味戻入）。前年度にはマクロ経済の見通しのシナリオの見直しの改良による正味の戻入が含まれています。
 - CC&P の信用に係る減損費用は、不確実性に対する引当金の減少により一部相殺されたものの、米国のクレジットカード・ポートフォリオを GAP Inc. (GAP ポートフォリオ) から取得したことによるデイ・ワンの影響を含む米国のクレジットカード残高の増加により、2 億 7,800 万ポンド（2021 年度上半期：2,200 万ポンドの正味戻入）の費用に増加しました。米国カード事業は、返済能力の厳しい現状を考慮して、引き続き適切な引当水準を維持しています。

- 本社の信用に係る減損戻入は、1,600万ポンドとなりました(2021年度上半期:600万ポンドの戻入)。
- 営業費用合計は36%増加して70億9,200万ポンドとなりました。
 - CIBの営業費用合計は50%増加し、55億4,400万ポンドとなりました。これは主に、有価証券の過剰発行に関連する取消申し入れから生じると見込まれる損失13億ポンド、これに関連してSECにより科されると予想される罰金1億6,500万ポンド、ならびにSECおよび商品先物取引委員会(CFTC)³による業界全体のデバイスに対する調査に関連する大枠の和解に係る1億6,500万ポンドによるものです。営業費用は、人材、システム、テクノロジーへの投資とインフレの影響の影響により8%増加し、39億1,200万ポンドとなりました。
 - CC&Pの営業費用合計は、主に従来の貸付ポートフォリオに関連する顧客改善費用の増加に対する引当金を含む、訴訟および特定行為に係る費用2億ポンドにより23%増加し、14億8,500万ポンドとなりました。営業費用は、マーケティング費用および新旧パートナーシップの費用の増加を反映した投資に係る支出の増加により、14%増加しました。
 - 本社の営業費用合計は、2021年6月の不動産の見直しの一環として行われた構造的なコスト活動に関連する費用2億6,600万ポンドが当年度は発生しなかったことにより、6,300万ポンド(2021年度上半期:3億1,900万ポンド)に減少しました。
- 1. 比較期間の資本および財務メトリックスは、有価証券の過剰発行の影響を反映するために修正再表示されています。詳細は、英語原文の32ページの「財務書類の修正再表示(注記1)」をご参照ください。
- 2. データ出所: Dealogic。対象期間は2022年1月1日から6月30日。
- 3. 承認されていないメッセージアブリ上で送信されるビジネス関連文書の記録保持義務のコンプライアンスに関して、金融業界の一斉調査の一環として行われた、SECとCFTCによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・リンク(BCL)およびその他の金融機関に対する調査に関連する大枠の和解を指します。
- 実効税率(ETR)は18.3%でした(2021年度上半期:18.2%)。税金費用には、2022年度第1四半期に制定された法律により、2023年4月1日から英国の銀行追加手数料率が8%から3%に引き下げられることに伴い、パークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産(DTA)を再測定したことにより計上された1億8,300万ポンドの費用が含まれています。この英国の繰延税金資産の下方再測定の影響を除いた実効税率は11.2%で、過年度の調整に関連する5.7%のベネフィットが含まれています。

貸借対照表、資本および流動性

2022年6月30日と2021年12月31日の比較

- 現金および中央銀行預け金は、預金の増加と余剰流動性の増加により526億ポンド増の2,217億ポンドとなりました。
- 貸付金(償却原価ベース)は、CIBとCC&Pにおける貸付の増加により348億ポンド増加し、1,801億ポンドとなりました。これには、GAPポートフォリオの取得による27億ポンド、英ポンドに対する米ドル高、および債券投資の増加が含まれています。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は、市場のボラティリティが激しい時期に顧客の取引活動を支援したことによる持分証券の減少により、200億ポンド減の1,269億ポンドとなりました。これは債券の取引活動の増加により一部相殺されました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、担保付貸付の増加を受けて、222億ポンド増の2,104億ポンドとなりました。公正価値で測定すると指定された金融負債は、担保付貸付の増加を受けて、47億ポンド増の2,558億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産および負債は、市場のボラティリティとFICCおよび株式における活動の増加により、資産は821億ポンド増加し、3,444億ポンド、負債は650億ポンド増加し、3,215億ポンドとなりました。
- 預り金(償却原価ベース)は、主に短期金融市場預金の増加と法人預金の増加により487億ポンド増加し、3,115億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、英ポンドに対する米ドル高の影響、2022年1月1日から適用された規制上の変更、CIBにおける顧客活動の増加、有価証券の過剰発行に関連する取消申し入れから生じるリスクの管理を目的とした短期のヘッジ契約の増加、

および主に GAP ポートフォリオの取得に伴う CC&P 残高の増加により、2,144 億ポンドに増加しました(2021 年 12 月:1,855 億ポンド)。

- 2022 年 6 月 30 日現在の単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 比率は 12.8%(2021 年 12 月:12.9%) であり、規制上の最低自己資本要件を上回っています。
- バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性は、預金の継続的な増加と、短期ホールセール資金調達の季節的な増加を受けて、2,570 億ポンド(2021 年 12 月:2,050 億ポンド)に増加しました。この増加は、事業資金の消費の増加により一部相殺されました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの国内流動性サブグループ(DoLSub)における流動性カパレッジ比率(LCR)は、規制上の要件である 100%を大幅に上回る 137%(2021 年 12 月:140%)を維持しており、2021 年 12 月 31 日現在のポジションと比べてストレス時の純流出額が高いことを反映しています。

リスク管理および主要リスク

バークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守は全社リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はバークレイズ・バンク・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するバークレイズ・バンク・グループのプロセス、およびその結果として関連するリスク・テイクングに関して設定する上限を特定することです。フレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、気候リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスクの 9 つの主要リスクを特定しています。バークレイズ・バンク・グループの主要リスクと以前に特定された重大な既存リスクおよび新興リスクの詳細、ならびにそのリスク管理手法については、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2021 年度の英文年次報告書(英語原文「リスク・レビュー」)の 34 ページから 56 ページをご覧ください。home.barclays/annualreport でも公開されています。以下に記載するものを除いて、当期において、これらの主要リスクおよび以前に特定された重大な既存リスクおよび新興リスクに大きな変化はありません。

重大な既存リスクおよび新興リスク

以下に記載するのは、1 つ以上の主要リスクに潜在的に影響を与える可能性がある 2022 年度上半期に追加で特定された 2 つの重大リスクの詳細です。

財務報告に係る内部統制および開示統制と手続

バークレイズ・バンク・グループは、2002 年サーベンス・オクスリー法(改正)により、経営陣が内部統制の有効性を評価できるよう、財務報告に係る内部統制のシステムおよびプロセスの評価およびテストを実施することを要求されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーが、米国証券取引委員会(SEC)が発効を宣言したフォーム F-3 による 2019 年の証券発行登録書(2019 年 F-3)および 2018 年の前証券発行登録書(前証券発行登録書)に基づく登録金額を上回って有価証券の募集および売出しを行ったことに関連して(下記「バークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国証券発行登録書に基づく米国の有価証券の過剰発行」参照)、経営陣は、バークレイズ・バンク・グループが内部統制環境の特定の側面に関して重大な欠陥を有しており、その結果、2021 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は該当する組織委員会の枠組みにおいて有効ではなく、同日現在の開示統制および手続も有効ではなかったと結論づけました。識別された重大な欠陥は、有価証券の発行に関連する外部による規制上の限度額の特定、および当該限度額の監視に係る統制の欠陥に関するものです。この欠陥により、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、上述の米国証券発行登録書に基づく登録金額を上回る有価証券を発行しました。

改善の取り組みが開始され、バークレイズ・バンク・グループは重大な欠陥に対応するため、有価証券発行に関連する内部統制を強化する措置を講じています。しかしながら、内部統制のシステムには(いかに適切に設計されたものであっても)固有の限界があり、虚偽表示または誤謬(上記と類似する性質であるか、または異なる性質のものであるかを問わず)を防止または発見することができない可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが有効な内部統制環境を維持できない場合、またはその開示統制および手続が有効でない場合、バークレイズ・バンク・グループの財務書類に重要な虚偽表示が生じ、報告義務を履行できない可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが報告する財務情報に対する投資家の信頼を失う可能性があります。これにより、バークレイズ・バンク・グループの資本市場へのアクセスが制限され、経営成績にマイナスの影響を与え、また、有価証券の取引価格にもマイナスの影響を与える可能性があります。さらに、有効ではない財務報告に係る内部統制により、バークレイズ・バンク・グループはさらなる不正リスクや全社資産の悪用のリスクにさらされ、潜在的な規制当局による調査や民事または刑事制裁の対象となる可能性があります。これらのいずれも、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績および証券市場で頻繁に発行する発行体としての評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国証券発行登録書に基づく米国の有価証券の過剰発行

上記「財務報告に係る内部統制および開示統制と手続」に記載されているとおり、バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが事前発行登録書に記載された金額を大幅に上回って発行した一部有価証券の売出しに関連して、取消請求または損害賠償請求、および規制当局による強制措置の請求を受ける可能性があります。

当該金額を超えて発行された有価証券には、仕組債と上場投資証券(ETN)が含まれています。そのため、1933 年米国証券法(改正証券法)に従い、特定の募集および売出しが行われず、特定の証券の購入者に対しては、取消権が生じることとなりました。

その結果、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、当該影響を受けた対象となる有価証券の購入者に対して取消申し入れ(取消申し入れ)を行うことを選択し、これは 2022 年 8 月 1 日に開始される予定です。

以前に開示したとおり、バークレイズ・バンク・グループは、米国証券発行登録書による登録金額を上回って発行された対象となる有価証券の売出しに関する事実関係および状況、特に当該売出しに係る統制環境について、外部弁護士の支援を受けて調査(本調査)を実施しています。本調査は進行中で、その進捗状況についてはバークレイズ・バンク・グループの経営陣、バークレイズ・バンク・グループの取締役会、SEC Divisions of Enforcement and Corporation Finance を含む規制当局に報告されています。この報告書には、特に、(i)バークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2019 年の米国における発行登録総額の上限を上回って有価証券を発行したことは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行者区分が米国証券法上の「著名適格発行者」から「非適格発行者」に変更された期間における証券発行を監視することができなかったことによるものであると判断され、これによりバークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行予定の有価証券を SEC に事前登録することが義務付けられたこと、(ii)本調査において意図的な不正行為の証拠が特定されていないこと、(iii)過剰発行の大部分は 2019 年の米国発行登録に基づくものである一方で、前証券発行登録書に基づく過剰発行も一部発生したことを認識したことなどが含まれています。

バークレイズ・バンク・グループはまた、他の発行プログラムの過去 5 年間の上限について内部レビューを行っています。経営陣は、有価証券の事前登録が必要な場合を除いて、発行限度額に関連する重大な財務上の影響のリスクは低いと評価しており、当該レビューは、証券発行に関連する外部による規制上の限度額を伴うプログラムに焦点を当てて行われています。当該レビューでは、バークレイズ・バンク・グループのメンバーが使用する発行プログラムにおいて、外部による規制上の限度額を超えるものは他に確認されていません。

経営陣は、SEC 登録されていない債券発行プログラム(外部による限度額の設定なし)の下で発行された、バークレイズ・バンク・グループのバランスシートにおいて保有されている多額の有価証券のうち、内部のガバナンスのみを目的として課された限度額を超過した事例を 1 件特定しましたが、内部の限度額の超過は投資家に権利を生じさせるものではなく、重大な欠陥には該当しませんでした。しかし、進行中の内部または外部の顧問弁護士によるレビューにおいて、バークレイズ・バンク・グループの統制環境の側面の評価に重要な影響を与える可能性のある他の事実関係や情報が特定されないという保証はありません。

証券法第 12 条(a)(1)項に基づき、発行登録されていなかった有価証券の購入者の一部は、当該有価証券の引渡しに際し、有価証券の対価と利息から受領した収入を差し引いた金額、または購入者が有価証券を保有していない場合には損害賠償(取消価格)を受け取る権利を有しています。取消申し入れに基づき、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、該当する関連証券を取消価格で買戻すことを申し出ます。

取消申し入れは、潜在的な民事請求に対する賠償責任が軽減されると見込まれますが、該当する米国連邦証券法に基づく請求を含むこのような請求がバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社に対してなされることを必ずしも妨げるものではありません。

さらに、取消申し入れは、SEC またはその他の当局がバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその関連会社に対して、科料、罰金および/またはその他の制裁といった結果をもたらすと見込まれる強制措置を講じることを禁止するものではありません。バークレイズ・バンク・グループは、SEC を含む様々な規制当局からの問い合わせや情報提供依頼に従い、対応しています。本件に関する SEC による調査は進行中であり、バークレイズ・バンク・グループは SEC の Division of Enforcement のスタッフと本件解決に向けて事前協議を行っています。

2022 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本件に関連して貸借対照表上で 17 億 5,700 万ポンドの引当金(2021 年 12 月:2 億 2,000 万ポンド)を認識しており、そのうち、15 億 9,200 万ポンド(2021 年 12 月:2 億 2,000 万ポンド)は仕組債の過剰発行に、1 億 6,500 万ポンド(2021 年 12 月:ゼロポンド)は潜在的な SEC の決定に関する継続的な協議の結果として発生する可能性のある負債に関連するものです。上場投資証券の過剰発行については、証拠に関する課題と証券の取引水準の高さにより、偶発債務が存在します。また、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその関連会社に対する潜在的な民事請求または強制措置に関して偶発債務が存在しますが、しかし、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、そのような請求または措置から生じる可能性がある債務の発生可能性を評価することはできませんし、現時点では、解決の時期は明確ではなく、よって財務上の影響の見積りを行うことは実務的に困難です。

取消申し入れに係る最終的な費用は、市場環境を含む多くの要因の影響を受けます。取消申し入れの終了前において、仕組債の過剰発行に関連する引当金額は、取消申し入れの対象となる仕組債の市場価格のボラティリティの影響も一部あって、大きく

変動する可能性があります。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび／またはその関連会社は、ボラティリティを最小限に抑えるよう設計されたヘッジ契約を締結していますが、そのような契約は、その性質上エクスポージャーを完全にヘッジすることはできず、取消申し入れの最終的な影響は、2022年6月30日現在で反映されている15億9,200万ポンドの引当金とは大幅に異なる可能性があります。さらに、ヘッジ契約は、修正されたり、(既存または修正された形で)有効であると証明されなかったり、取消申し入れの終了前に満了する可能性があり、潜在的な民事請求または強制措置から生じるその他の損失を補うものではありません。潜在的なSECの決定に関連する1億6,500万ポンドの引当金も、継続中の協議の最終結果による影響を受ける可能性があります。上述のいずれも、パークレイズ・バンク・グループに重大な追加的な損失をもたらす可能性があります。

2019年F-3および前証券発行登録書に基づく有価証券の過剰発行に関連する負債、請求または措置はいずれも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績および証券市場で頻繁に発行する発行体としての評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

経営陣は、有価証券の発行に関連する外部による規制上の限度額の特定期間および当該限度額の監視に関する統制に欠陥があったことから、パークレイズ・バンク・グループは内部統制環境の特定期間の側面に関して重大な欠陥を有しており、その結果、2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制および開示統制と手続は有効ではなかったと結論づけています。当該重大な欠陥に関する詳細は、上述の「財務報告に係る内部統制および開示統制と手続」に記載されています。

信用リスク

商品別の貸付金(償却原価ベース)

下表は、資産分類別のステージごとの貸付金(償却原価ベース)および減損引当金の内訳を示しています。

IFRS 第 9 号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、予想信用損失(ECL)が個別計上されないため、引当金がエクスポージャーを超えない範囲で、減損引当金の合計が実行済みのエクスポージャーに配分されます。超過額は、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。ホールセール・ポートフォリオでは、未実行のエクスポージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。

2022年6月30日現在	ステージ 2				合計	ステージ 3	合計 ¹
	ステージ 1	期日未到来	30日以上延滞	30日未満延滞			
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	10,461	314	11	170	495	1,016	11,972
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,940	2,944	187	201	3,332	1,682	34,954
ホールセール・ローン	124,360	11,154	79	322	11,555	707	136,622
合計	164,761	14,412	277	693	15,382	3,405	183,548
減損引当金							
住宅ローン	10	14	1	1	16	343	369
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	679	685	55	81	821	883	2,383
ホールセール・ローン	246	196	1	1	198	254	698
合計	935	895	57	83	1,035	1,480	3,450
エクスポージャー純額							
住宅ローン	10,451	300	10	169	479	673	11,603
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,261	2,259	132	120	2,511	799	32,571
ホールセール・ローン	124,114	10,958	78	321	11,357	453	135,924
合計	163,826	13,517	220	610	14,347	1,925	180,098
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.1	4.5	9.1	0.6	3.2	33.8	3.1
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	2.3	23.3	29.4	40.3	24.6	52.5	6.8
ホールセール・ローン	0.2	1.8	1.3	0.3	1.7	35.9	0.5
合計	0.6	6.2	20.6	12.0	6.7	43.5	1.9
2021年12月31日現在							
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	9,760	548	22	83	653	958	11,371
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	24,011	2,402	198	182	2,782	1,469	28,262
ホールセール・ローン	95,242	12,275	301	386	12,962	921	109,125
合計	129,013	15,225	521	651	16,397	3,348	148,758
減損引当金							
住宅ローン	8	33	1	1	35	343	386
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	605	677	39	75	791	906	2,302
ホールセール・ローン	183	188	3	2	193	435	811
合計	796	898	43	78	1,019	1,684	3,499
エクスポージャー純額							
住宅ローン	9,752	515	21	82	618	615	10,985
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	23,406	1,725	159	107	1,991	563	25,960
ホールセール・ローン	95,059	12,087	298	384	12,769	486	108,314
合計	128,217	14,327	478	573	15,378	1,664	145,259
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.1	6.0	4.5	1.2	5.4	35.8	3.4
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	2.5	28.2	19.7	41.2	28.4	61.7	8.1
ホールセール・ローン	0.2	1.5	1.0	0.5	1.5	47.2	0.7
合計	0.6	5.9	8.3	12.0	6.2	50.3	2.4

¹ 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は、1,739 億ポンド(2021年12月:1,355 億ポンド)、減損引当金は1 億 3,800 万ポンド(2021年12月:1 億 400 万ポンド)です。これはステージ1の資産1,721 億ポンド(2021年12月:1,353 億ポンド)に係るECL700 万ポンド(2021年12月:400 万ポンド)です。

信用リスク

万ポンド)、ステージ2のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高17億ポンド(2021年12月:6,500万ポンド)に係る200万ポンド(2021年12月:0万ポンド)、およびステージ3のその他資産1億3,300万ポンド(2021年12月:1億ポンド)に係る1億2,900万ポンド(2021年12月:1億ポンド)で構成されています。ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係るECL合計は4億8,700万ポンド(2021年12月:4億9,900万ポンド)です。

信用リスク

エクスポージャー総額および減損引当金(ローン・コミットメントおよび金融保証に係る引当金を含みます)の変動

下表は、エクスポージャーおよび減損引当金の期首残高から期末残高への調整を示しています。信用減損引当金の算定に使用される手法に関する説明はバークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2021 年度の英文年次報告書の 167 ページをご参照ください。下表のステージ間の振替は当年度期首に実施したものととして反映しています。変動期間は 6 カ月間として測定されています。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
住宅ローン								
2022 年 1 月 1 日現在	9,760	8	653	35	958	343	11,371	386
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(219)	—	219	—	—	—	—	—
ステージ 2 からステージ 1 への振替	330	13	(330)	(13)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(127)	—	(51)	(3)	178	3	—	—
ステージ 3 からの振替	14	—	21	2	(35)	(2)	—	—
当期の事業活動 ¹	1,185	2	—	—	—	—	1,185	2
計算に使用したモデルの改良	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	52	(13)	7	(4)	6	10	65	(7)
最終返済額	(534)	—	(24)	(1)	(81)	(1)	(639)	(2)
処分	—	—	—	—	—	—	—	—
償却 ²	—	—	—	—	(10)	(10)	(10)	(10)
2022 年 6 月 30 日現在 ³	10,461	10	495	16	1,016	343	11,972	369
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2022 年 1 月 1 日現在	24,011	605	2,782	791	1,469	906	28,262	2,302
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(1,293)	(28)	1,293	28	—	—	—	—
ステージ 2 からステージ 1 への振替	944	199	(944)	(199)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(356)	(7)	(270)	(127)	626	134	—	—
ステージ 3 からの振替	15	7	32	4	(47)	(11)	—	—
当期の事業活動 ¹	6,041	331	174	15	13	2	6,228	348
計算に使用したモデルの改良 ⁴	—	43	—	187	—	96	—	326
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	2,749	(453)	485	145	123	139	3,357	(169)
最終返済額	(2,019)	(14)	(193)	(13)	(112)	(5)	(2,324)	(32)
処分 ⁵	(152)	(4)	(27)	(10)	(26)	(14)	(205)	(28)
償却 ²	—	—	—	—	(364)	(364)	(364)	(364)
2022 年 6 月 30 日現在 ³	29,940	679	3,332	821	1,682	883	34,954	2,383

1 当期の事業活動には、既存の融資枠に係る追加引き出しは含まれていません。当該引き出しは、「エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額」に含まれています。「クレジットカード、無担保ローン、その他の個人向け貸付」において報告される事業活動には、米国カードにおける GAP ポートフォリオの取得 27 億ポンドが含まれています。

2 2022 年度上半期の償却総額は 5 億 6,000 万ポンド(2021 年度上半期:6 億 600 万ポンド)、償却後戻入額は 2,000 万ポンド(2021 年度上半期:1,500 万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 5 億 4,000 万ポンド(2021 年度上半期:5 億 9,100 万ポンド)でした。

3 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は 1,739 億ポンド(2021 年 12 月:1,355 億ポンド)、減損引当金は 1 億 3,800 万ポンド(2021 年 12 月:1 億 400 万ポンド)です。これはステージ 1 の資産 1,721 億ポンド(2021 年 12 月:1,353 億ポンド)に係る ECL700 万ポンド(2021 年 12 月:400 万ポンド)、ステージ 2 のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)17 億ポンド(2021 年 12 月:6,500 万ポンド)に係る 200 万ポンド(2021 年 12 月:0 万ポンド)、およびステージ 3 のその他資産 1 億 3,300 万ポンド(2021 年 12 月:1 億ポンド)に係る 1 億 2,900 万ポンド(2021 年 12 月:1 億ポンド)で構成されています。

信用リスク

- 4 「クレジットカード、無担保ローン、その他の個人向け貸付」において報告される計算に使用したモデルの改良には、米国カードにおける3億ポンドの変動が含まれています。これらは、当年度中の手法の変更を反映しています。パークレイズは、ECLの計算の正確性を測定するためにモデルのアウトプットを継続的にレビューしています。これには、モデルのモニタリングに対するレビュー、外部のベンチマーキングや長期にわたるモデル運用などが含まれます。これを踏まえ使用するモデルを変更することにより、事業の固有リスクを継続して反映することができます。
- 5 クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付ポートフォリオにおいて報告される2億ポンドの処分は、米国カードにおけるNFLポートフォリオの売却に関連するものです。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ1		ステージ2		ステージ3		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
ホールセール・ローン								
2022年1月1日現在	95,242	183	12,962	193	921	435	109,125	811
ステージ1からステージ2への振替	(2,035)	(4)	2,035	4	—	—	—	—
ステージ2からのステージ1への振替	4,848	31	(4,848)	(31)	—	—	—	—
ステージ3への振替	(38)	—	(66)	(1)	104	1	—	—
ステージ3からの振替	32	—	1	—	(33)	—	—	—
当期の事業活動 ¹	24,929	28	1,628	13	1	—	26,558	41
計算に使用したモデルの改良	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	18,690	31	1,555	46	(10)	91	20,235	168
最終返済額	(17,308)	(23)	(1,681)	(26)	(44)	(40)	(19,033)	(89)
処分 ²	—	—	(31)	—	(46)	(47)	(77)	(47)
償却 ³	—	—	—	—	(186)	(186)	(186)	(186)
2022年6月30日現在 ⁴	124,360	246	11,555	198	707	254	136,622	698

当期におけるECLの変動から減損費用/(戻入)への調整

	(百万ポンド)
住宅ローン	(7)
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	473
ホールセール・ローン	120
処分および償却により認識が中止された資産を除くECLの変動	586
回収および償還 ⁵	(31)
為替およびその他の調整 ⁶	(245)
ローン・コミットメントおよびその他の金融保証契約に係る減損戻入	(40)
その他の金融資産に係る減損費用 ⁴	23
当期における損益計算書計上額	293

信用リスク

- 1 当期の事業活動には、既存の融資枠に係る追加引き出しは含まれていません。当該引き出しは、「エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額」に含まれています。
- 2 ホールセール・ローンにおいて報告される1億ポンドの処分は、当年度に行った債権の売却に関連するものです。
- 3 2022年度上半期の償却総額は5億6,000万ポンド(2021年度上半期:6億600万ポンド)、償却後戻入額は2,000万ポンド(2021年度上半期:1,500万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は5億4,000万ポンド(2021年度上半期:5億9,100万ポンド)でした。
- 4 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は1,739億ポンド(2021年12月:1,355億ポンド)、減損引当金は1億3,800万ポンド(2021年12月:1億400万ポンド)です。これはステージ1の資産1,721億ポンド(2021年12月:1,353億ポンド)に係るECL700万ポンド(2021年12月:400万ポンド)、ステージ2のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)17億ポンド(2021年12月:6,500万ポンド)に係る200万ポンド(2021年12月:0万ポンド)、およびステージ3のその他資産1億3,300万ポンド(2021年12月:1億ポンド)に係る1億2,900万ポンド(2021年12月:1億ポンド)で構成されています。
- 5 回収および償還には、第三者の保証契約からの返済に関連する利益純額1,100万ポンド(2021年度上半期:2億1,600万ポンドの損失)および償却後戻入額2,000万ポンド(2021年度上半期:1,500万ポンド)が含まれます。
- 6 為替およびその他の調整には、外国為替および金利、ならびに手数料仮定が含まれます。

ローン・コミットメントおよび金融保証

	ステージ1		ステージ2		ステージ3		合計	
	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン								
2022年1月1日現在	53	—	—	—	1	—	54	—
ステージ間の振替純額	—	—	—	—	—	—	—	—
当年度の事業活動	2	—	—	—	—	—	2	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	2	—	—	—	—	—	2	—
限度額管理および最終返済額	(13)	—	—	—	—	—	(13)	—
2022年6月30日現在	44	—	—	—	1	—	45	—
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2022年1月1日現在	78,655	36	3,214	33	32	20	81,901	89
ステージ間の振替純額	(645)	4	361	—	284	(4)	—	—
当年度の事業活動	26,149	1	195	—	—	—	26,344	1
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	10,050	24	(1,156)	1	(259)	2	8,635	27
限度額管理および最終返済額	(3,012)	—	(156)	—	(4)	(1)	(3,172)	(1)
2022年6月30日現在	111,197	65	2,458	34	53	17	113,708	116
ホールセール・ローン								
2022年1月1日現在	178,006	167	28,417	241	1,017	2	207,440	410
ステージ間の振替純額	9,900	36	(9,835)	(37)	(65)	1	—	—
当年度の事業活動	37,356	19	2,864	24	—	—	40,220	43
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	17,664	(9)	1,526	(23)	142	(3)	19,332	(35)
限度額管理および最終返済額	(36,362)	(14)	(4,639)	(33)	(245)	—	(41,246)	(47)
2022年6月30日現在	206,564	199	18,333	172	849	—	225,746	371

信用リスク

減損モデルに対するマネジメント調整

減損モデルに対するマネジメント調整は、減損モデルに完全に組み込まれていない特定の条件または方針の変更を組み込むため、もしくは期末日における他の事実関係や状況を反映するために使用されます。マネジメント調整は、適宜見直され、将来のモデル開発に組み込まれます。

商品別の減損引当金に対するマネジメント調整は以下の通りです。

減損引当モデルに対するマネジメント調整の概要¹

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	減損引当金に対する マネジメント調整 (百万ポンド)	減損引当金合計 に対する割合 (%)	減損引当金に対する マネジメント調整 (百万ポンド)	減損引当金合計 に対する割合 (%)
住宅ローン	5	1.4	34	8.8
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	557	22.3	966	40.4
ホールセール・ローン	191	17.8	142	11.6
合計	753	19.1	1,142	28.6

減損引当モデルに対するマネジメント調整¹

	マネジメント調 整前の減損 引当金 ²	経済上の不確 実性に係る 調整	その他の調整	調整合計	減損引当金 合計 ³
	(百万ポンド)	(a) (百万ポンド)	(b) (百万ポンド)	(a+b) (百万ポンド)	(百万ポンド)
2022年6月30日現在					
住宅ローン	364	5	—	5	369
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1,938	416	141	557	2,495
ホールセール・ローン	882	293	(102)	191	1,073
合計	3,184	714	39	753	3,937
2021年12月31日現在					
住宅ローン	352	34	—	34	386
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1,425	771	195	966	2,391
ホールセール・ローン	1,079	244	(102)	142	1,221
合計	2,856	1,049	93	1,142	3,998

¹ 正の値は減損引当金の増加を、負の値は減損引当金の減少を反映しています。

² 27億ポンド(2021年12月:22億ポンド)のモデル化されたECL、3億ポンド(2021年12月:5億ポンド)の個別評価減損およびモデル化されていないエクスポージャーに係るECL2億ポンド(2021年12月:2億ポンド)が含まれています。

³ 減損引当金合計は、実行済みと未実行の両方のエクスポージャーに係るECLから構成されます。

経済上の不確実性に係る調整

2020年と2021年のCOVID-19のパンデミックを通して、マクロ経済予測では、失業率ならびに顧客およびクライアントのストレスに対する長引く影響が見込まれていました。最新のマクロ経済の見通しによると、主要経済におけるCOVID-19の感染拡大に対する懸念は縮小し、顧客行動の正常化が見られるようになりましたが、ロシアによるウクライナ侵略が世界のエネルギー市場や食品価格に影響を及ぼし、中国の「ゼロ・コロナ」政策がすでにひっ迫する物流をさらに圧迫し、売手市場となっている労働市場が引き続きインフレ圧力を生じさせる等、不確実性が存在しています。新たな物流の混乱やインフレ圧力が経済の安定性に課題を生じさせる可能性があるため、信用悪化が依然として発生する可能性があります。また、経済的なコンセンサスが、経済の不確実性が及ぶ範囲を捉えていない可能性もあります。

このような背景を踏まえ、COVID-19に関する専門家の判断は実質的に、コストの上昇やサプライチェーンの混乱の影響を最も受けやすいと考えられる顧客やクライアントに対する引当金に置き換えられました。この不確実性は引き続き、2つの異なる方法

信用リスク

で組み込まれます。1 つ目は、顧客の不確実性：新たな経済不安の影響を最も受ける可能性のある顧客やクライアントを特定すること、2 つ目は、モデルの不確実性：ポートフォリオレベルで適用される特定のマクロ経済パラメータに対するモデルの限界および感応度からの影響を捉えることです。

7 億ポンド(2021 年:10 億ポンド)の経済上の不確実性に係る調整には、顧客およびクライアントの不確実性に係る引当金 6 億ポンド(2021 年:9 億ポンド)とモデルの不確実性に係る引当金 1 億ポンド(2021 年:1 億ポンド)が含まれます。

顧客およびクライアントの不確実性に係る引当金には 6 億ポンド(2021 年:9 億ポンド)の調整が含まれており、インフレおよび物流に対する懸念を考慮し、新たな経済不安の影響を受ける可能性があると考えられる顧客およびクライアントに適用されています。この調整のうち 4 億ポンド(2021 年:6 億ポンド)はクレジットカード、無担保ローン、その他の個人向け貸付に、2 億ポンド(2021 年:2 億ポンド)はホールセール・ローンに割り当てられました。クレジットカード、無担保ローン、その他の個人向け貸付関連の調整が減少したのは、COVID-19 関連の専門家判断が巻き戻されたことによるもので、コスト上昇や消費者需要の鈍化の影響をより受けやすいと考えられる顧客やクライアントに対する引当金が計上されたことで一部相殺されました。

さらに、COVID-19 以前の水準に基づきデフォルト率(PD)を修正するために従前より有していた 2021 年の調整額 1 億ポンドは、顧客行動の正常化がモデル化されたアウトプットにおいて捉えられるようになったため、不要となりました。

2022 年度第 2 四半期のシナリオの更新を受けてモデル化された引当金に基づく、**モデルの不確実性に係る引当金** 1 億ポンド(2021 年:1 億ポンド)。

その他の調整

その他の調整は、本質的には運用上のものであり、基礎となるモデルにおいて修正が可能となるまでは、そのまま維持されることが要求されます。これらの調整は、確立されたガバナンスプロセスを通じて特定されたデータの制限およびモデルのパフォーマンスに関連する問題から生じるものです。調整金額は、2022 年度上半期中に行われたモデルの改良と同様に、2022 年度第 2 四半期におけるマクロ経済変数の見直しを受けて減少しました。重要な調整は以下の通りです。

クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付:ハイ・リスク・アカウント・マネジメント(HRAM)で使用される定性的指標の年次更新と、米国カードでの GAP ポートフォリオの取得による引当金へのデイ・ワンの影響が含まれます。

ホールセール・ローン:モデルの監視活動により判明したモデルの不正確さに対応するための、正味調整を表しています。

測定の不確実性

経営陣は、モデル化された ECL のアウトプットに対して経済上の不確実性やその他の調整を適用してきました。経済上の不確実性に係る調整は、コストの上昇やサプライチェーンの混乱の影響を最も受けやすいと考えられる顧客やクライアントに適用されてきました。その結果、ECL は予測経済シナリオのみに基づいた場合よりも大きくなります。

モデル化された ECL の測定には、デフォルト率(PD)の見積り、デフォルト時損失率(LGD)、一連の偏りのない将来の経済シナリオ、予想存続年数の見積り、デフォルト時エクスポージャー(EAD)の見積り、信用リスクの著しい増大の評価等が含まれ、複雑性と判断を伴います。パークレイズ・バンク・グループは 5 つのシナリオ・モデルを用いて ECL を計算しています。ベースライン・シナリオは、英国財務省(短期および中期予測)、ブルームバーグ(経済予測の中央値に基づきます)、およびアーバン・ランド・インスティテュート(米国住宅価格)などの主要ソースから収集した外部コンセンサス予想に基づいて作成されます。これに加えて、関連する確率加重を用いた 2 つの下方シナリオ(下方シナリオ 1 および下方シナリオ 2)と 2 つの上方シナリオ(上方シナリオ 1 および上方シナリオ 2)を導出しています。下方シナリオは、パークレイズの内部ストレステストおよび規制当局によるストレス・シナリオと概ね同程度の深刻度に設定され、IFRS 第 9 号の特定の感応度と非線形の影響が考慮されています。上方シナリオは、上級シナリオ検討委員会によって承認された経済ナラティブと概して整合的な、ベースライン・シナリオに対して可能性のある上方リスクを反映するように設計されています。すべてのシナリオは少なくとも半年ごとに見直されます。これらのシナリオには主要経済変数(英国および米国市場双方の GDP、失業率、住宅価格指数(HPI)、基準金利を含みます)、ならびに過去の相関関係に基づいた統計モデルを使用した拡大変数が組み込まれています。上方ショックと下方ショックは、5 年間のストレス・ホライズンで推移するように設計されており、5 つのすべてのシナリオは約 7 年後に定常状態に収束します。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの ECL 費用の算定に使用されたシナリオは、2022 年度第 2 四半期に見直されました。現在のベースライン・シナリオは、最新のコンセンサス経済予測を反映しています。失業率は現在の水準に近い、低水準にとどまっています。インフレ期待が高まるにつれて、中央銀行は急激な金融引き締めを行います。2023 年に、英国基準金利は 2.75%に達し、米国フェデラル・ファンド金利はピークに達し 3.25%となります。借入手数料の上昇と実質賃金の低下は、投資と家計消費の減少をもたらす成長を妨げます。下方シナリオ 2 では、インフレ期待の高まりとともに、中央銀行は大幅な金利引き上げを余儀なくされます。英国基準金利と米国フェデラル・ファンド金利は、いずれも 2023 年度第 2 四半期に 5.0%に達します。借入コストの上昇が景気を圧迫し、2024 年度第 1 四半期に失業率はピークに達し、英国で 9.2%、米国で 9.5%となります。評価額がすでに上昇していることを考慮すると、モーゲージ・サービシング費用の急激な上昇により、住宅価格の大幅な減少が見られます。上方シナリオ 2 では、需要全体が家計貯蓄の解放によって支えられる一方、サプライチェーンの混乱は解消されます。GDP 成長が加速します。労働力の回復は国内のインフレ圧力を抑える一方、エネルギー価格の低下は世界的な物価の下押し圧力となります。

ECL の計算に使用される確実加重の推計手法には、過去のデータを使用した英国と米国の GDP の将来パスのシミュレーションが含まれます。5 つのシナリオは、中央値をベースラインとしてこれらの将来パスの分布に対してマッピングされ、ベースラインから遠いシナリオの加重が低くなります。5 つのシナリオの単一のセットがすべてのポートフォリオに使用され、5 つの加重すべてが 100%に等しくなるよう標準化されています。ECL の見積りに使用されるのと同じシナリオと加重が、パークレイズの経営企画にも使用されています。各ポートフォリオの特定のマクロ経済変数に対する感応度が異なるため、ポートフォリオ全体に与える影響は異なります。例えば、住宅ローンは住宅価格に対する感応度が高く、クレジットカードや無担保消費者向けローンは失業に対する感応度が高くなります。

上方シナリオの加重の低下とベースラインの加重の増大は、(i)英国/米国の GDP の継続的な成長により、将来の GDP パスの幅が狭くなったこと、(ii)シナリオ間の GDP 予測が全般的に好ましくないことにより、上方シナリオ 2 とベースライン・シナリオのパスの範囲が拡大したことによるものです。詳細については、英語原文 16 ページをご参照ください。

COVID-19 に関する専門家の判断は実質的に、コストの上昇やサプライチェーンの混乱の影響を最も受けやすいと考えられる顧客やクライアントに対する引当金に置き換えられました。経済上の不確実性に係る調整 7 億ポンド(2021 年:10 億ポンド)は、モデル化された ECL のアウトプットにオーバーレイとして適用されています。これらの調整は、顧客の不確実性に係る引当金 6 億ポンド(2021 年:9 億ポンド)とモデルの不確実性に係る引当金 1 億ポンド(2021 年:1 億ポンド)から構成されています。詳細については、英語原文 11 ページから 12 ページをご参照ください。

以下の表は、シナリオで用いられる主要なコンセンサス・マクロ経済変数(5 年間の年次のパス)、各シナリオに適用される確率加重、「特定のベース」を用いたシナリオ別のマクロ経済変数(すなわち、シナリオに照らした各変数の最も極端な値、例えば、下方

信用リスク

シナリオでの最大の失業率、上方シナリオで最低の失業率)を示しています。情報の透明性の観点から、5年平均の表も示しています。

ECL の計算に用いたベースライン平均経済変数

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2022年6月30日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	3.9	1.7	1.6	1.6	1.6
英国失業率 ²	4.0	4.1	3.9	3.9	3.9
英国 HPI ³	4.3	1.0	2.2	2.5	2.8
英国基準金利	1.5	2.7	2.4	2.1	2.0
米国 GDP ¹	3.3	2.2	2.1	2.1	2.1
米国失業率 ⁴	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5
米国 HPI ⁵	4.1	3.4	3.4	3.4	3.4
米国フェデラル・ファンド金利	1.5	3.2	2.9	2.7	2.5

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
2021年12月31日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	6.2	4.9	2.3	1.9	1.7
英国失業率 ²	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2
英国 HPI ³	4.7	1.0	1.9	1.9	2.3
英国基準金利	0.1	0.8	1.0	1.0	0.8
米国 GDP ¹	5.5	3.9	2.6	2.4	2.4
米国失業率 ⁴	5.5	4.2	3.6	3.6	3.6
米国 HPI ⁵	11.8	4.5	5.2	4.9	5.0
米国フェデラル・ファンド金利	0.2	0.3	0.9	1.2	1.3

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 期末時点の米国 HPI 値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

ECL の計算に用いた下方シナリオ 2 平均経済変数

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2022年6月30日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	3.1	(4.8)	(0.4)	4.3	3.6
英国失業率 ²	5.2	8.4	8.6	6.8	5.9
英国 HPI ³	0.2	(26.2)	(3.6)	17.9	10.2
英国基準金利	1.8	4.7	4.3	2.6	2.3
米国 GDP ¹	2.4	(4.1)	(0.2)	3.4	2.7
米国失業率 ⁴	4.6	8.0	9.0	7.1	5.8
米国 HPI ⁵	(0.2)	(11.7)	(0.2)	5.5	3.5
米国フェデラル・ファンド金利	1.8	4.8	4.6	3.6	3.0

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
2021年12月31日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	6.2	0.2	(4.0)	2.8	4.3
英国失業率 ²	4.8	7.2	9.0	7.6	6.3
英国 HPI ³	4.7	(14.3)	(21.8)	11.9	15.2
英国基準金利	0.1	2.2	3.9	3.1	2.2
米国 GDP ¹	5.5	(0.8)	(3.5)	2.5	3.2
米国失業率 ⁴	5.5	6.4	9.1	8.1	6.4
米国 HPI ⁵	11.8	(6.6)	(9.0)	5.9	6.7
米国フェデラル・ファンド金利	0.2	2.1	3.4	2.6	2.0

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

信用リスク

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 期末時点の米国HPI値の変動=FHFA住宅価格指数(前年末比)。

ECLの計算に用いた下方シナリオ1平均経済変数

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2022年6月30日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国GDP ¹	3.5	(1.6)	0.6	3.0	2.6
英国失業率 ²	4.6	6.2	6.2	5.3	4.9
英国HPI ³	2.3	(13.2)	(0.8)	10.0	6.5
英国基準金利	1.6	3.8	3.4	2.4	2.0
米国GDP ¹	2.7	(1.0)	1.1	2.9	2.5
米国失業率 ⁴	4.1	5.7	6.2	5.3	4.6
米国HPI ⁵	1.9	(4.4)	1.6	4.4	3.4
米国フェデラル・ファンド金利	1.7	3.9	3.8	3.2	2.8

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
2021年12月31日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国GDP ¹	6.2	2.8	(0.7)	2.3	2.9
英国失業率 ²	4.8	6.2	6.8	6.0	5.3
英国HPI ³	4.7	(6.8)	(10.5)	6.9	8.6
英国基準金利	0.1	1.6	2.7	2.3	1.6
米国GDP ¹	5.5	1.6	(0.4)	2.4	2.7
米国失業率 ⁴	5.5	5.4	6.6	6.1	5.2
米国HPI ⁵	11.8	(1.2)	(2.1)	4.8	5.2
米国フェデラル・ファンド金利	0.2	1.3	2.3	2.1	1.8

1 季節調整済実質GDP年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 期末時点の英国HPI値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 期末時点の米国HPI値の変動=FHFA住宅価格指数(前年末比)。

ECLの計算に用いた上方シナリオ2平均経済変数

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2022年6月30日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国GDP ¹	5.0	5.2	3.1	2.4	2.0
英国失業率 ²	3.8	3.7	3.6	3.6	3.6
英国HPI ³	6.5	11.2	6.2	4.7	3.7
英国基準金利	1.2	1.5	1.4	1.3	1.3
米国GDP ¹	4.0	4.9	3.6	3.4	3.4
米国失業率 ⁴	3.4	3.0	3.1	3.1	3.1
米国HPI ⁵	5.4	5.5	4.6	4.5	4.5
米国フェデラル・ファンド金利	1.1	2.2	1.9	1.7	1.5

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
2021年12月31日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国GDP ¹	6.2	7.2	4.0	2.7	2.1
英国失業率 ²	4.8	4.5	4.1	4.0	4.0
英国HPI ³	4.7	8.5	9.0	5.2	4.2
英国基準金利	0.1	0.2	0.5	0.5	0.3
米国GDP ¹	5.5	5.3	4.1	3.5	3.4
米国失業率 ⁴	5.5	3.9	3.4	3.3	3.3
米国HPI ⁵	11.8	10.6	8.5	7.2	6.6
米国フェデラル・ファンド金利	0.2	0.3	0.4	0.7	1.0

1 季節調整済実質GDP年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

信用リスク

- 3 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。
 4 米国平均民間失業率(16歳以上)。
 5 期末時点の米国 HPI 値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

ECL の計算に用いた上方シナリオ 1 平均経済変数

	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
2022 年 6 月 30 日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	4.5	3.5	2.4	2.0	1.8
英国失業率 ²	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8
英国 HPI ³	5.4	6.3	4.1	3.6	3.2
英国基準金利	1.3	2.0	1.6	1.5	1.5
米国 GDP ¹	3.7	3.7	3.0	2.9	2.9
米国失業率 ⁴	3.5	3.2	3.3	3.3	3.3
米国 HPI ⁵	4.7	4.4	4.0	3.9	3.9
米国フェデラル・ファンド金利	1.3	2.4	2.2	1.9	1.8

	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
2021 年 12 月 31 日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	6.2	6.0	3.1	2.3	1.9
英国失業率 ²	4.8	4.6	4.3	4.2	4.1
英国 HPI ³	4.7	5.0	5.0	3.9	3.3
英国基準金利	0.1	0.6	0.8	0.8	0.5
米国 GDP ¹	5.5	4.6	3.4	2.9	2.9
米国失業率 ⁴	5.5	4.0	3.5	3.5	3.5
米国 HPI ⁵	11.8	8.3	7.0	6.0	5.7
米国フェデラル・ファンド金利	0.2	0.3	0.6	1.0	1.1

- 1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。
 2 英国平均失業率(16歳以上)。
 3 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。
 4 米国平均民間失業率(16歳以上)。
 5 期末時点の米国 HPI 値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

シナリオ確率の加重

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2022 年 6 月 30 日現在					
シナリオ確率の加重	14.0	25.6	37.8	15.2	7.4
2021 年 12 月 31 日現在					
シナリオ確率の加重	20.9	27.2	30.1	14.8	7.0

信用リスク

特定のベースは、シナリオに照らした各変数の最も極端な値(例えば、下方シナリオでの最大の失業率、ベースライン・シナリオでの平均失業率、上方シナリオで最低の失業率)を示しています。GDPとHPIの下方および上方シナリオのデータは、20四半期の開始時点との比較での最低点と最高点を表しています。

マクロ経済変数(特定ベース)¹

	上方シナリオ2	上方シナリオ1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ1	下方シナリオ2
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2022年6月30日現在					
英国GDP ²	16.8	12.8	2.1	(1.1)	(5.9)
英国失業率 ³	3.6	3.8	4.0	6.6	9.2
英国HPI ⁴	36.7	24.8	2.6	(13.6)	(30.8)
英国基準金利 ³	0.8	0.8	2.1	4.0	5.0
米国GDP ²	20.2	16.1	2.4	(0.5)	(5.0)
米国失業率 ³	3.0	3.2	3.5	6.5	9.5
米国HPI ⁴	27.0	22.9	3.5	(2.6)	(13.4)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.3	0.3	2.6	4.1	5.0

2021年12月31日現在

英国GDP ²	21.4	18.3	3.4	(1.6)	(1.6)
英国失業率 ³	4.0	4.1	4.5	7.0	9.2
英国HPI ⁴	35.7	23.8	2.4	(12.7)	(29.9)
英国基準金利 ³	0.1	0.1	0.7	2.8	4.0
米国GDP ²	22.8	19.6	3.4	1.5	(1.3)
米国失業率 ³	3.3	3.5	4.1	6.8	9.5
米国HPI ⁴	53.3	45.2	6.2	2.2	(5.0)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.1	0.1	0.8	2.3	3.5

1 英国GDP=季節調整済実質GDP成長率;英国失業率=英国失業率(16歳以上);英国HPI=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス;米国GDP=季節調整済実質GDP成長率;米国失業率=米国民間失業率(16歳以上);米国HPI=FHFA住宅価格指数。20四半期は2022年度第1四半期に開始(2021年:2021年度第1四半期)。

2 上方シナリオの20四半期ベースの2021年度第4四半期(2021年:2020年度第4四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオの5年間の年平均成長率(CAGR)、下方シナリオの20四半期ベースの2021年度第4四半期(2021年:2020年度第4四半期)に対する最低成長率。

3 上方シナリオでは20四半期のうち最低の四半期、ベースライン・シナリオでは5年平均、下方シナリオでは20四半期のうち最高の四半期。

4 上方シナリオの20四半期ベースの2021年度第4四半期(2021年:2020年度第4四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオの5年間の四半期末のCAGR、下方シナリオの20四半期ベースの2021年度第4四半期(2021年:2020年度第4四半期)に対する最低成長率。

信用リスク

平均ベースは、20 四半期の各変数の平均四半期値であり、GDP および HPI はそれぞれ年平均および四半期 CAGR に基づいています。

マクロ経済変数(5年平均)¹

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2022 年 6 月 30 日現在					
英国 GDP ²	3.5	2.8	2.1	1.6	1.1
英国失業率 ³	3.7	3.8	4.0	5.5	7.0
英国 HPI ⁴	6.4	4.5	2.6	0.6	(1.5)
英国基準金利 ³	1.3	1.6	2.1	2.7	3.1
米国 GDP ²	3.9	3.2	2.4	1.6	0.8
米国失業率 ³	3.1	3.3	3.5	5.2	6.9
米国 HPI ⁴	4.9	4.2	3.5	1.4	(0.8)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	1.7	1.9	2.6	3.1	3.6

2021 年 12 月 31 日現在

英国 GDP ²	4.4	3.9	3.4	2.7	1.8
英国失業率 ³	4.3	4.4	4.5	5.8	7.0
英国 HPI ⁴	6.3	4.4	2.4	0.3	(2.0)
英国基準金利 ³	0.3	0.5	0.7	1.7	2.3
米国 GDP ²	4.4	3.9	3.4	2.4	1.3
米国失業率 ³	3.9	4.0	4.1	5.7	7.1
米国 HPI ⁴	8.9	7.7	6.2	3.6	1.4
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.5	0.6	0.8	1.5	2.1

1 英国 GDP = 季節調整済実質 GDP 成長率; 英国失業率 = 英国失業率 (16 歳以上); 英国 HPI = ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス; 米国 GDP = 季節調整済実質 GDP 成長率; 米国失業率 = 米国民間失業率 (16 歳以上); 米国 HPI = FHFA 住宅価格指数。

2 2021 年 (2021 年:2020 年)以降、5 年間の CAGR。

3 5 年平均。2022 年度第 1 四半期 (2021 年:2021 年度第 1 四半期)以降の 20 四半期を基準とした期間。

4 2021 年度第 4 四半期 (2021 年:2020 年度第 4 四半期)以降、四半期末時点の 5 年間の CAGR。

市場リスク

管理バリュー・アット・リスク (VaR) の分析

下表は、資産種別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計には CIB および財務活動の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。VaR の制限は、管理 VaR 合計に資産種別に適用されます。また、市場リスク管理機能は、重要な業務やトレーディング・デスクに VaR の二次的制限を適用します。

資産種別管理 VaR (95%)

	2022 年 6 月 30 日に終了した 半期			2021 年 12 月 31 日に終了した半 期			2021 年 6 月 30 日に終了した半 期		
	平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)	平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)	平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)
信用リスク	16	24	8	10	13	7	18	30	9
金利リスク	10	19	4	5	8	4	8	14	4
株式リスク	10	29	4	8	29	4	10	15	6
ベースス・リスク	9	24	4	4	6	3	7	10	3
スプレッド・リスク	5	10	3	4	6	3	4	6	3
為替リスク	10	25	2	4	16	1	3	6	2
コモディティ・リスク	—	1	—	—	1	—	—	1	—
インフレ・リスク	6	17	3	3	5	2	2	4	2
分散効果 ¹	(39)	n/a	n/a	(23)	n/a	n/a	(30)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	27	44	14	15	35	6	22	36	13

¹ 分散効果は異なる資産または異なる事業から予想される損失が同時に発生する可能性が低いことを認識しています。このため予想損失総額は各エリアにおける予想損失の合計を下回ります。これらの評価においては損失間の過去の相関性が考慮されています。区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、全体として報告されている最大および最小の VaR と必ずしも同日に発生したものではありません。したがって、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

平均管理 VaR は、市場のボラティリティの高まりと防衛的なリスクポジショニングによって、80%増加し 2,700 万ポンド(2021 年度下半期: 1,500 万ポンド)となりました。当期中のリスク・テイクはリスク選好の範囲内にとどまりました。

資金調達および流動性

概要

バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性は、預金の継続的な増加と、短期ホールセール資金調達の季節的な増加を受けて、2,570 億ポンド(2021 年 12 月:2,050 億ポンド)に増加しました。この増加は、事業資金の消費の増加により一部相殺されました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの国内流動性サブグループ(DoLSub)の LCR は、規制上の要件である 100%を大幅に上回る 137%(2021 年 12 月:140%)を維持しており、これは年度末時点のポジションと比べてストレス時の資金流出純額が増加したことを反映しています。

流動性管理の目的上、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループの取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

流動性リスク・ストレステスト

流動性リスクのストレステストでは、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を測定します。これは次に、ストレスが生じた場合に期待資金流出を満たすのに直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30 日間のバークレイズ特有のストレス事象、90 日間の市場全体のストレス事象、ならびにバークレイズ特有のストレス事象と市場全体のストレス事象の両方から成る 30 日間の結合シナリオが含まれます。

LCR 要件では、様々な資金調達源の相対的な安定性とストレス時の潜在的な追加資金需要を考慮したものです。LCR は、30 日間にわたる深刻なストレス・シナリオで生き残るために十分な適格流動資産を保有することで、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を向上させることを目的としたものです。

2022 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループは、内部および規制上の要件に対してストレス時の資金流出純額の 100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。現金および中央預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、バークレイズ・グループに概ね類似しています。

バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性のほとんどがバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに所在していました。残余余剰流動性の大半は米国子会社に所在し、各事業体固有のストレス時の資金流出および当該国の規制上の要件に対して保有されています。

	2022 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2021 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,570	2,050
	(%)	(%)
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	137	140

資本およびレバレッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにて PRA の規制を受けています。単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成され、連結は PRA の承認を条件としています。以下の開示は、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な資本メトリックスを示しています。詳細については、home.barclays/investor-relations/reports-and-events で閲覧可能となる 2022 年 8 月 19 日に公表予定のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2022 年度中間のピラー3 レポートをご参照下さい。

当期における重要な規制上のアップデート

2022 年 1 月 1 日、PRA によるバーゼルIII実施に伴い、よりリスク感応的なアプローチとして、標準デリバティブエクスポージャーに係るカレント・エクスポージャー方式 (CEM) に代わる、カウンターパーティ信用リスクに係る標準化アプローチ (SA-CCR) が導入されました。さらに、PRA は、管理上の整合性を確保し、IRB モデルの透明性を高めるよう、IRB ロードマップを変更し、これにはデフォルトの定義、デフォルト率 (PD) およびデフォルト時損失率 (LGD) の見積りに関する基準の改訂が含まれます。

2022 年 1 月 1 日以降、英国の銀行は英国の単一のレバレッジ比率要件の対象となり、これは CRR レバレッジ比率が適用されなくなることを意味します。中央銀行の債権は、(預金ではなく) 適格負債と同等である場合、英国のレバレッジ比率の測定から除外することができます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの最低要件は、2023 年 1 月 1 日から単体レベルで適用される予定です。PRA の承認を条件として、単体の要件はサブ連結の測定値に置き換えられる可能性があります。

CRR (CRR II による改正を含みます) への参照は、特に指定がない限り、CRR II による改正を含む CRR を指します。これは、CRR が 2018 年欧州連合 (離脱) 法に準拠して英国の法律の一部を形成しているためです。2022 年 3 月 31 日、英国の規制当局が欧州連合法の英国法へのオンショアリングを遅延または段階適用するために利用できる一時的な経過措置の権限が廃止となり、2022 年 4 月 1 日以降、オンショアリング規制の全面的な遵守が求められています。

有価証券の過剰発行の影響

作成の基礎

2022 年 3 月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年 F-3 に基づく SEC への登録金額を上回る有価証券を発行したことを認識し、その後、前証券発行登録書についても、SEC への登録金額を上回る有価証券を発行したことも認識しました。登録金額を超えて発行された有価証券には、仕組債と上場投資証券が含まれています。これらの有価証券は証券法に準拠して発行されていなかったため、有価証券の特定の買手に対する取消権が生じています。取消申し入れに関連して見込まれる費用の一部 (英語原文 32 ページの注記 1「財務書類の修正再表示」で定義されています) は、2021 年 12 月 31 日終了年度の財務書類に帰属するため、下表の通り、2021 年度の数値が修正再表示されました。

修正再表示前において、2021 年度に関連する損益計算書上の訴訟および特定行為に係る費用は 1 億 7,000 万ポンド (税引後) 少なく計上されていました。CET1 合計は、241 億 2,800 万ポンドから 2 億ポンド減少して 239 億 2,800 万ポンドとなり、これには規制上の閾値の控除への影響が含まれます。その結果、移行時の CET1 比率は 13.0% から 12.9% に、完全施行ベースの CET1 比率は 12.7% から 12.6% に、T1 比率は 17.6% から 17.5% に、総自己資本比率は 20.6% から 20.5% に減少しました。レバレッジ・エクスポージャーは、規制上、取消申し入れに関連する潜在的なコミットメントを認識するために 19 億ポンド増加しました。CRR レバレッジ比率は 3.7% と横ばいでした。

2022 年 6 月 30 日現在、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 資本比率は 12.8% であり、規制上の最低要件を上回っています。

資本比率 ^{2,3,4}	修正再表示 ¹	
	2022 年 6 月 30 日現在	2021 年 12 月 31 日現在
CET1	12.8%	12.9%
Tier 1 (T1)	16.4%	17.5%
規制上の自己資本合計	18.7%	20.5%

	修正再表示 ¹	
	2022年6月30日現在	2021年12月31日現在
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CET1 資本	27,420	23,928
T1 資本	35,088	32,395
規制上の自己資本合計	40,106	37,954
リスク調整後資産 (RWA)	214,426	185,467

	修正再表示 ¹	
	2022年6月30日現在	2021年12月31日現在
レバレッジ比率 ^{2,5}	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国のレバレッジ比率	4.6%	3.7%
T1 資本	35,088	32,395
英国のレバレッジ・エクスポージャー	770,695	883,371

- 2021年12月31日現在の資本およびレバレッジ・メトリクスは、修正再表示されています。詳細は、英語原文の32ページの「作成の基礎」をご参照ください。
- 資本、RWA、およびレバレッジは、CRR (CRR IIによる改正を含みます)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。これにはIFRS第9号の経過措置ルールに基づくアレンジメントおよびCRR II非適格資本商品を適用対象外とすることも含まれています。2021年12月の比較数値には、CRR非適格資本商品を適用対象外とすることが含まれています。
- 完全施行ベースのCET1資本比率は12.7%、CET1資本は271億ポンド、RWAは2,142億ポンドであり、CRR (CRR IIによる改正を含みます)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用せずに算出されています。
- パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート7.625%における転換トリガーに対する評価に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーのCET1資本比率は15.1%でした。この算出のため、CET1資本およびRWAはIFRS第9号の経過措置ルールに基づくアレンジメントを含むCRRの経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。CRD IVの実施に関連する経過措置規定の金融サービス機構(FSA)による2012年10月の解釈の恩典は2017年12月に失効しました。
- 過年度の比較数値は、CRRレバレッジベースで開示されています。これは、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーが2022年1月1日まで英国のレバレッジの枠組みの対象ではなかったためです。2021年12月31日現在、英国の枠組みが適用されていたとすると、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの英国のレバレッジ・エクスポージャーは7,676億ポンド、英国のレバレッジ比率は4.1%となります。

取締役の責任に関する声明

取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、適切でない場合を除き、継続企業ベースで財務書類を作成することを要求されます。この継続企業の前提の評価を行うにあたり、取締役は現在および将来の状況に関する情報を検討しました。各取締役は、各人が知る限りにおいて、英語原文 26 ページから 31 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が、(a)英国(UK)が採用した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」、(b)国際会計基準審議会(IASB)が発行した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」、および(c)欧州連合で適用される規則(EC)第 1606/2002 号に従って採択した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2022 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 カ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- 2022 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼしたすべての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2022 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があったすべての変更。

2022 年 7 月 27 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

CS ヴェンカタクリシュナン

パークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

パークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

ナイジェル・ヒギンズ

業務執行取締役

CS ヴェンカタクリシュナン
アンナ・クロス

業務執行権のない取締役

マイク・アシュリー
ロバート・ベリー
モハメッド・A・エル・エリアン
ドーン・フィッツパトリック
メアリー・フランシス CBE
ダイアン・シュエネマン

結論

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(「貴社」または「貴グループ」)の委嘱により、2022年6月30日に終了した6か月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2022年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2022年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2022年6月30日に終了した6か月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、英国における使用のために採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為監督機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

結論の根拠

私どもは、英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー(ISRE(UK)2410)」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

継続企業の前提に関する結論

本報告書の「結論の根拠」に記載されているとおり、監査において実施する手続と比べて限定的なレビュー手続に基づき、取締役が継続企業の前提を不適切に適用した、または取締役が継続企業の前提に関する重要な不確実性を識別したという事実が適切に開示されていないと信じさせる事項は認められませんでした。

この結論は、ISRE(UK)2410に準拠して実施されたレビュー手続に基づくものです。しかしながら、将来の事象または状況によっては、貴グループが継続企業として事業を継続できなくなる可能性があり、上記の結論は貴グループの事業の継続を保証するものではありません。

取締役の責任

中間決算報告書の作成責任は取締役にあり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1「作成の基礎」で開示されているとおり、パークレイズ・バンク・グループの年次財務書類は、英国で採用された国際会計基準に準拠して作成されています。

取締役は、英国における使用のために採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

取締役は、要約財務書類の作成に際し、貴グループが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、取締役が貴グループの清算もしくは事業停止を意図するか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づき要約財務書類を作成する責任を負います。

私どもの責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。継続企業の前提に関する結論も含め、私どもの結論は本報告書の「結論の根拠」に記載されているとおり、監査手続に比べて限定的な手続に基づいています。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

本報告書は、貴社が英国 FCA の DTR の要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

スチュアート・クリスプ

ケーピーエムジー エルエルピーを代表して

勅許会計士

15 カナダスクエア

ロンドン、E14 5GL

2022 年 7 月 27 日

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

修正再表示²

2022年6月30日に終了した半期
2021年6月30日に終了した半期

	注記 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)
受取利息等		4,098	2,444
支払利息等		(1,865)	(921)
利息収入純額		2,233	1,523
受取手数料		4,008	4,070
支払手数料		(1,169)	(870)
手数料収入純額	3	2,839	3,200
トレーディング収益純額		5,026	3,467
投資費用純額		(139)	(36)
その他の収益		31	35
収益合計		9,990	8,189
信用に係る減損(費用)／戻入		(293)	288
営業収益純額		9,697	8,477
人件費		(2,600)	(2,385)
インフラおよび一般管理費		(2,659)	(2,674)
訴訟および特定行為	8	(1,833)	(164)
営業費用		(7,092)	(5,223)
関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分		—	3
税引前利益		2,605	3,257
税金費用	4	(476)	(594)
税引後利益		2,129	2,663
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		1,801	2,360
その他の持分商品保有者		328	303
税引後利益		2,129	2,663

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから54ページをご参照ください。

² 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

要約連結包括利益計算書(未監査)

修正再表示³

		2022年6月30 日に終了した半 期	2021年6月30 日に終了した半 期
	注記 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引後利益		2,129	2,663
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益²			
為替換算再評価差額	12	2,008	(552)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	12	(799)	(312)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	12	(2,874)	(823)
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失		(1,665)	(1,687)
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失)			
退職給付の再測定	9	1,090	103
当グループ自身の信用度に関連する損益	12	855	(47)
損益に振替えられないその他の包括利益		1,945	56
当期その他の包括利益/(損失)		280	(1,631)
当期包括利益合計		2,409	1,032

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから54ページをご参照ください。

² 税引後の金額で報告されています。

³ 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

	注記 ¹	修正再表示 ²	
		2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
資産			
現金および中央銀行預け金		221,698	169,085
現金担保および決済残高		128,501	88,085
貸付金(償却原価ベース)		180,098	145,259
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		1,060	3,177
トレーディング・ポートフォリオ資産		126,896	146,871
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		210,430	188,226
デリバティブ		344,396	262,291
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		43,814	45,908
関連会社および合併企業に対する投資		24	24
のれんおよび無形資産		1,656	1,449
有形固定資産		1,330	1,248
未収還付税		1,116	589
繰延税金資産	4	3,052	2,981
退職給付資産	9	5,234	3,879
その他の資産		3,440	2,706
資産合計		1,272,745	1,061,778
負債			
預り金(償却原価ベース)		311,465	262,828
現金担保および決済残高		123,387	79,047
レボ取引およびその他類似の担保付借入		12,805	12,769
発行債券		68,656	48,388
劣後負債	7	32,241	32,185
トレーディング・ポートフォリオ負債		75,880	53,291
公正価値で測定すると指定された金融負債		255,787	251,131
デリバティブ		321,526	256,523
未払税金		449	688
繰延税金負債	4	—	6
退職給付債務	9	236	246
その他の負債		8,752	7,249
引当金	8	2,645	1,110
負債合計		1,213,829	1,005,461
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	10	2,348	2,348
その他の持分商品	11	9,794	9,693
その他の剰余金	12	53	861
利益剰余金		46,721	43,415
株主資本合計		58,916	56,317
負債および株主資本合計		1,272,745	1,061,778

1 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから54ページをご参照ください。

2 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	修正再表示 ²		修正再表示 ²		
	払込済株式資本および株式払込剰余金 ¹	その他の持分商品 ¹	その他の剰余金 ¹	利益剰余金	株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2022年6月30日に終了した半期					
2022年1月1日現在残高	2,348	9,693	861	43,415	56,317
税引後利益	—	328	—	1,801	2,129
為替換算の変動	—	—	2,008	—	2,008
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(799)	—	(799)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(2,874)	—	(2,874)
退職給付の再測定	—	—	—	1,090	1,090
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	855	—	855
当期包括利益合計	—	328	(810)	2,891	2,409
持分商品の発行および交換	—	101	—	30	131
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(328)	—	—	(328)
持分決済型株式制度	—	—	—	242	242
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(402)	(402)
配当金支払額-普通株式	—	—	—	(200)	(200)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(15)	(15)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	—	—	—	750	750
その他の変動	—	—	2	10	12
2022年6月30日現在残高	2,348	9,794	53	46,721	58,916
2021年12月31日に終了した半期					
2021年7月1日現在残高	2,348	8,621	1,449	41,218	53,636
税引後利益	—	328	—	1,597	1,925
為替換算の変動	—	—	397	—	397
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(50)	—	(50)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(976)	—	(976)
退職給付の再測定	—	—	—	541	541
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	34	—	34
当期包括利益合計	—	328	(595)	2,138	1,871
その他の持分商品の発行および交換	—	1,375	—	3	1,378
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(631)	—	(255)	(886)
持分決済型株式制度	—	—	—	785	785
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	338	338
配当金支払額-普通株式	—	—	—	(781)	(781)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(27)	(27)
その他の変動	—	—	7	(4)	3
2021年12月31日現在残高	2,348	9,693	861	43,415	56,317

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の32ページから54ページに記載されています。

² 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

要約連結株主資本変動表(未監査)

			修正再表示 ²		修正再表示 ²
	払込済株式資 本および株式 払込剰余金 ¹	その他の持分 商品 ¹	その他の剰余 金 ¹	利益剰余金	株主資本合計
2021年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2021年1月1日現在残高	2,348	8,621	3,183	39,558	53,710
税引後利益	—	303	—	2,360	2,663
為替換算の変動	—	—	(552)	—	(552)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(312)	—	(312)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(823)	—	(823)
退職給付の再測定	—	—	—	103	103
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(47)	—	(47)
当期包括利益合計	—	303	(1,734)	2,463	1,032
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(303)	—	—	(303)
持分決済型株式制度	—	—	—	255	255
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(349)	(349)
配当金支払額-普通株式	—	—	—	(694)	(694)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(13)	(13)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	—	—	—	—	—
その他の変動	—	—	—	(2)	(2)
2021年6月30日現在残高	2,348	8,621	1,449	41,218	53,636

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の45ページから46ページに記載されています。

² 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

修正再表示¹

	2022年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)	2021年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)
税引前利益	2,605	3,257
非現金項目の調整	(7,938)	5,078
貸付金(償却原価ベース)の純(増加)/減少	(22,252)	2,932
預り金(償却原価ベース)の純増加	48,637	5,036
発行債券の純増加	20,268	13,508
その他の営業資産および負債の変動	14,462	(8,814)
法人税等支払額	(280)	(617)
営業活動からのキャッシュ純額	55,502	20,380
投資活動からのキャッシュ純額	(7,071)	(3,112)
財務活動からのキャッシュ純額	488	(2,883)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	7,045	(5,534)
現金および現金同等物の純増加	55,964	8,851
現金および現金同等物 期首残高	185,860	173,125
現金および現金同等物 期末残高	241,824	181,976

¹ 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

1. 作成の基礎

2022年6月30日に終了した6ヵ月間のこれらの要約連結中間財務書類(本財務書類)は、(a)英国の金融行為監督機構(FCA)の「開示ガイダンスおよび透明性規則」(DTR)、ならびに(b)(i)英国が採用したIAS第34号「期中財務報告」、(ii)国際会計基準審議会(IASB)が公表したIAS第34号「期中財務報告」、および(iii)欧州連合(EU)で適用される規則(EC)第1606/2002号に従って採択したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。英国が適用したIAS第34号とEUが適用したIAS第34号は、現時点で同じものであり、また2022年6月30日現在でも同じでした。

要約連結中間財務書類は、2021年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。2021年12月31日終了事業年度の年次財務書類は、2006年会社法の要求事項に準拠し、また、(i)英国が採用した国際会計基準、(ii)IASBが発行した国際財務報告基準(IFRS)および解釈(IFRIC)および(iii)EUで適用される規則(EC)第1606/2002号に従って採択したIFRSに準拠して作成されています。英国が適用したIFRSとEUが適用したIFRSは、現時点で同じものであり、また2021年12月31日現在でも同じでした。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2021年度の英文年次報告書で使用したものと同じです。

1. 継続事業の前提

取締役は、パークレイズ・バンク・グループおよび親会社が財務書類の承認日から少なくとも12ヵ月間において事業を継続するための資源を有していると確信しているため、中間財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。この評価を行うにあたり、取締役は、運転資本報告書(WCR)のレビューを含む、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討しました。WCRは、取締役が、パークレイズ・バンク・グループの将来の業績を評価し、継続的な規制上の要求事項を満たすために必要な資金源を保有していることを評価するために使用します。WCRには、内部で作成されたストレステストのシナリオが流動性や所要自己資本の予測に与える影響の評価が含まれています。使用したストレステストは、パークレイズ・バンク・グループが経験すると合理的と考えられる下方経済シナリオの評価に基づいています。

WCRは、パークレイズ・バンク・グループが将来のビジネス要件の下支えに十分な資本を保有しており内部のストレス・シナリオにおける規制上の最低限の要求事項を引き続き上回っていることを示しました。

2. その他の開示

英語原文7ページから18ページの「信用リスクの開示」は、中間財務書類の一部を構成しています。

財務書類の修正再表示

2022年6月30日に終了した6ヵ月間の本要約連結中間財務書類(本財務書類)の比較情報は、2019年8月にSECが発効を宣言したフォームF-3によるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの証券発行登録書(2019年F-3)および2018年に提出されたフォームF-3によるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの前証券発行登録書(前証券発行登録書)に基づき登録された最大総募集価格を超える有価証券の過剰発行(有価証券の過剰発行)の影響に関する引当金および偶発債務の両方の開示を反映するように修正再表示されています。

歴史的なSEC和解命令により、2019年F-3が提出され、前証券発行登録書が修正された時点で、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは「著名適格発行者」(またはWKSI)ではなくなり、1933年米国証券法(改正)(証券法)規則第405条で定義される「非適格発行者」となったため、SECに一定額の証券を事前登録する必要が生じました。

2022年3月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2019年F-3に基づいてSECに登録された金額を大幅に超えて米国で証券を発行したことを認識し、その後、前証券発行登録書に基づきSECに登録した金額を超える証券も発行されていたことを認識しました。この期間に発行された証券は、仕組債と上場投資証券(ETN)で構成されています。そのため、これらの証券の一部の募集および売出しは証券法に準拠して行われておらず、証券の購入者の一部に取消権が生じることとなりました。証券法第12条(a)(1)に基づき、発行登録されていなかった有価証券の購入者の一部は、当該有価証券の引渡しに際し、有価証券の対価と利息から受領した収入を差し引いた金額、または購入者が有価証券を保有していない場合には損害賠償(取消価格)を受け取る権利を有しています。その結果、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、影響を受けた有価証券の適格購入者に対して、取消価格で取消の申し入れ(取消申し入れ)を行うことを選択しました。

財務書類に対する注記

一部の投資家の取消権に関連する予想コストの一部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2021 年 12 月 31 日終了事業年度の財務書類に起因しています。したがって、本財務書類の比較情報は修正再表示されています。修正再表示は、2021 年 12 月 31 日終了事業年度の連結損益計算書、親会社の損益計算書、連結包括利益計算書、親会社の包括利益計算書、連結貸借対照表、親会社の貸借対照表、連結株主資本変動表、親会社の連結株主資本変動表、連結キャッシュフロー計算書、親会社のキャッシュフロー計算書、ならびに本書に記載されている半期の財務情報に影響を及ぼします。2020 年および 2019 年 12 月 31 日終了事業年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが過年度に報告した財務書類に重要な影響はありませんでした。

財務書類に対する注記

以下の表は、修正再表示の影響を受けた連結財務書類の各勘定科目を反映しています。

2021年6月30日に終了した半期

連結損益計算書に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
訴訟および特定行為	(87)	(77)	(164)
営業費用	(5,146)	(77)	(5,223)
税引前利益	3,334	(77)	3,257
税金	(611)	17	(594)
税引後利益	2,723	(60)	2,663

2021年6月30日に終了した半期

連結包括利益計算書に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
税引後利益	2,723	(60)	2,663
当期包括利益合計	1,092	(60)	1,032

2021年6月30日に終了した半期

連結キャッシュフロー計算書に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
税引前利益	3,334	(77)	3,257
非現金項目の調整	5,001	77	5,078

2021年12月31日終了事業年度

連結損益計算書に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
訴訟および特定行為	(154)	(220)	(374)
営業費用	(10,039)	(220)	(10,259)
税引前利益	5,638	(220)	5,418
税金	(880)	50	(830)
税引後利益	4,758	(170)	4,588

2021年12月31日終了事業年度

連結貸借対照表に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
負債			
未払税金	738	(50)	688
引当金	890	220	1,110
負債合計	1,005,291	170	1,005,461
株主資本			
利益剰余金	43,585	(170)	43,415
株主資本合計	56,487	(170)	56,317

財務書類に対する注記

以下の表は、修正再表示の影響を受けた親会社の財務書類の各勘定科目を反映しています。

2021年12月31日終了事業年度

親会社の貸借対照表に係る影響	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
負債			
未払税金	392	(50)	342
引当金	699	220	919
負債合計	1,011,809	170	1,011,979
株主資本			
利益剰余金	37,350	(170)	37,180
株主資本合計	52,862	(170)	52,692

修正再表示の財務上の影響は、注記 2、4、8 および 17 に記載されています。

2.セグメント別報告

事業部門別業績の内訳

	コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび 決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・グルー プ (百万ポンド)
2022年6月30日に終了した半期				
収益合計	8,086	1,992	(88)	9,990
信用に係る減損(費用)/戻入	(31)	(278)	16	(293)
営業収益/(費用)純額	8,055	1,714	(72)	9,697
営業費用	(3,912)	(1,285)	(62)	(5,259)
訴訟および特定行為	(1,632)	(200)	(1)	(1,833)
営業費用合計	(5,544)	(1,485)	(63)	(7,092)
その他の収益純額 ²	—	—	—	—
税引前利益/(損失)	2,511	229	(135)	2,605
2022年6月30日現在				
資産合計	11,795	804	128	12,727

	コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび 決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	修正再表示 ¹ パークレイズ・ バンク・グルー プ (百万ポンド)
2021年6月30日に終了した半期				
収益合計	6,632	1,649	(92)	8,189
信用に係る減損戻入	260	22	6	288
営業収益/(費用)純額	6,892	1,671	(86)	8,477
営業費用	(3,617)	(1,126)	(316)	(5,059)
訴訟および特定行為	(79)	(82)	(3)	(164)
営業費用合計	(3,696)	(1,208)	(319)	(5,223)
その他の収益純額 ²	3	—	—	3
税引前利益/(損失)	3,199	463	(405)	3,257
2021年12月31日現在				
資産合計	9,862	644	112	10,618

¹ 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

² その他の収益純額は、関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分、ならびに子会社、関連会社および合併企業の売却益(損)を表します。

財務書類に対する注記

収益の地域別内訳¹

	2022年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2021年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)
英国	4,674	2,698
欧州	1,310	1,213
米州	3,276	3,676
アフリカおよび中東	31	20
アジア	699	582
合計	9,990	8,189

¹ 地域別の分析は、取引が計上された事業所の所在地に基づいています。

3.手数料収入純額

手数料収入の内訳は以下の通りであり、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

2022年6月30日に終了した半期	コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンク (百万ポンド)	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	216	1,229	—	1,445
アドバイザリー	440	72	—	512
仲介および実行	734	28	—	762
株式引受および組成	1,101	—	—	1,101
その他	30	78	11	119
顧客との契約から生じる収益合計	2,521	1,407	11	3,939
契約以外の手数料から生じるその他の収益	67	2	—	69
受取手数料	2,588	1,409	11	4,008
支払手数料 ¹	(461)	(707)	(1)	(1,169)
手数料収入純額	2,127	702	10	2,839

2021年6月30日に終了した半期	コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンク (百万ポンド)	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	184	984	—	1,168
アドバイザリー	399	61	—	460
仲介および実行	527	26	—	553
株式引受および組成	1,715	—	—	1,715
その他	25	76	11	112
顧客との契約から生じる収益合計	2,850	1,147	11	4,008
契約以外の手数料から生じるその他の収益	59	3	—	62
受取手数料	2,909	1,150	11	4,070
支払手数料 ¹	(369)	(496)	(5)	(870)
手数料収入純額	2,540	654	6	3,200

脚注

1. バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズが決済取引サイクルにおいて「アクワイアラー」となる場合に発生するスキーム手数料の表示を修正しました。2022年以降、「コンシューマー、カードおよび決済事業」で報告されるスキーム手数料は、「トランザクション」に係る手数料の受取手数料に表示されます。これは、過年度には支払手数料で認識されていました。2022年度上半期において、受取手数料への組替は9,400万ポンドでした。比較情報は、その影響が重要でないと考えられることから修正再表示されていません。2021年度上半期における組替は8,100万ポンドであり、手数料収入純額への影響はありません。報告された純資産またはキャッシュフローへの影響はありません。

財務書類に対する注記

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理に係る手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザーに係る手数料は、ウェルス・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するインベストメント・バンキング・アドバイザー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、様々な取引所や店頭市場における顧客取引の実行、ならびに取引決済時における顧客支援により稼得されます。

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。これには、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

4.税金

2022 年度上半期の税金は 4 億 7,600 万ポンド(2021 年度上半期修正再表示¹: 5 億 9,400 万ポンド)となり、実効税率(ETR)は 18.3%(2021 年度上半期修正再表示: 18.2%)でした。2022 年度上半期の実効税率には、2022 年度 1 四半期に法律が制定され、英国の銀行追加手数料率が 2023 年 4 月 1 日より 8%から 3%に引き下げられるのに伴い、バークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産(DTA)の再測定のために認識された費用が含まれています。英国の繰延税金資産のこの下方再測定の影響を除いた実効税率は 11.2%で、これには過年度の調整に関連する 5.7%のベネフィットが含まれています。2021 年度上半期の実効税率には、2023 年 4 月 1 日から英国法人税率を 25%に引き上げる法律が制定されたことに伴い、バークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産の再測定に対して認識されたベネフィットが含まれていました。

英国の繰延税金資産の再測定の結果、バークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産は 1 億ポンド減少し、損益計算書の税金費用 1 億 8,300 万ポンド、その他の包括利益の税額控除 8,300 万ポンドとして計上されました。

2021 年 10 月、税源浸食と利益移転に関する OECD/G20 包摂的枠組みは、グローバル最低税率 15%を導入する計画を発表しました。モデル規則は 2021 年 12 月に OECD によって発表され、2022 年 3 月にさらなる指針が公表されました。2022 年 7 月 20 日に英国政府によって公表された、グローバル最低税制を実施するための法案は、2023 年 12 月 31 日以降に開始する会計期間に適用される予定です。バークレイズ・バンク・グループは、公表された OECD モデル規則および指針の見直しを行っており、新しい法律の潜在的な影響を評価するために、さらなる指針、ならびにこの新しい税制を導入する各国政府によって公表される新しい法律の見直しを行います。

米国では、ビルド・バック・ベター法案が 2021 年に下院で可決されましたが、上院では可決されておらず、同法に含まれる様々な提案がさらに進展するかどうかは不確実です。同法には、国際課税規定の重要な変更を実施する提案が含まれており、これには、税源浸食防止税の修正、会計上の利益に基づく代替的な最低税金の課税が含まれていました。これらの提案のいずれかが制定された場合にバークレイズ・バンク・グループに重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかは、現時点では不透明です。バークレイズ・バンク・グループは、引き続き進展状況を注視し、最終的に制定される将来の法改正の潜在的な影響を評価します。

1. 2021 年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細については、英語原文 32 ページの作成の基礎を参照してください。

	2022 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2021 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
繰延税金資産および負債		
米国	1,530	2,006
英国	1,084	576
その他の地域	438	399
繰延税金資産	3,052	2,981
繰延税金負債	-	(6)
繰延税金資産の内訳		
一時差異	1,911	1,785
税務上の欠損金	1,141	1,196
繰延税金資産	3,052	2,981

5. 普通株式配当金

	2022年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2021年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
当期の配当金支払額		
普通株式	200	694
優先株式	15	13
合計	215	707

6. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2021 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」と併せて読むことを推奨します。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な観察 不能インプット (レベル 3) (百万ポンド)	
2022年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	58,340	64,300	4,256	126,896
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,037	203,230	6,163	210,430
デリバティブ	11,653	328,870	3,873	344,396
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15,993	27,785	36	43,814
投資不動産	—	—	5	5
資産合計	87,023	624,185	14,333	725,541
トレーディング・ポートフォリオ負債	(47,118)	(28,680)	(82)	(75,880)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(193)	(255,155)	(439)	(255,787)
デリバティブ	(12,674)	(304,473)	(4,379)	(321,526)
負債合計	(59,985)	(588,308)	(4,900)	(653,193)
2021年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	80,836	63,754	2,281	146,871
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,953	177,194	6,079	188,226
デリバティブ	6,150	252,131	4,010	262,291
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,070	29,800	38	45,908
投資不動産	—	—	7	7
資産合計	108,009	522,879	12,415	643,303
トレーディング・ポートフォリオ負債	(26,701)	(26,563)	(27)	(53,291)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(174)	(250,553)	(404)	(251,131)
デリバティブ	(6,571)	(243,893)	(6,059)	(256,523)
負債合計	(33,446)	(521,009)	(6,490)	(560,945)

財務書類に対する注記

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル 3 の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

	2022 年 6 月 30 日現在		2021 年 12 月 31 日現在	
	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
金利デリバティブ	1,573	(1,849)	1,091	(1,351)
為替デリバティブ	786	(560)	376	(374)
クレジット・デリバティブ	234	(615)	323	(709)
エクイティ・デリバティブ	1,280	(1,355)	2,220	(3,625)
社債	1,171	(13)	1,205	(21)
リバース・レポ取引およびレポ取引	178	(188)	13	(172)
非アセット・バック・ローン	6,435	—	3,743	—
アセット・バック証券	291	—	558	—
エクイティ現物商品	422	(3)	393	—
プライベート・エクイティ投資	123	—	148	—
その他 ¹	1,840	(317)	2,345	(238)
合計	14,333	(4,900)	12,415	(6,490)

1. その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

当期において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません(2021 年 12 月終了事業年度:レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は、振替は当期首に実施したものと反映しています。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、または ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

						損益計算書に認識された当期利益および (損失)合計		その他の包括利益に認識された利益または (損失)合計	振替		2022年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
	2022年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	トレーディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)		レベル 3へ (百万 ポンド)	レベル 3から (百万 ポンド)	
社債	389	90	(144)	—	(17)	54	—	—	43	(11)	404
非アセット・バック・ローン	758	2,448	(459)	—	—	11	—	—	50	(113)	2,695
アセット・バック証券	454	72	(80)	—	(297)	(20)	—	—	100	(66)	163
エクイティ現物商品	303	21	(56)	—	—	24	—	—	52	(17)	327
その他	377	326	(42)	—	(5)	56	—	—	39	(84)	667
トレーディング・ポートフォリオ資産	2,281	2,957	(781)	—	(319)	125	—	—	284	(291)	4,256
非アセット・バック・ローン	2,985	1,848	(757)	—	(315)	(76)	—	—	52	—	3,737
エクイティ現物商品	84	—	—	—	—	3	2	—	—	—	89
プライベート・エクイティ 投資	148	19	(60)	—	—	7	11	—	3	(4)	124
その他	2,862	4,817	(5,579)	—	(155)	9	179	—	99	(19)	2,213
損益計算書を通じて公正 価値で測定する金融 資産	6,079	6,684	(6,396)	—	(470)	(57)	192	—	154	(23)	6,163
アセット・バック証券	38	—	—	—	—	—	—	(2)	—	—	36
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定する 金融資産	38	—	—	—	—	—	—	(2)	—	—	36
投資不動産	7	—	(1)	—	—	—	(1)	—	—	—	5
トレーディング・ポートフォ リオ負債	(27)	(35)	3	—	—	(29)	—	—	—	6	(82)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(404)	(5)	—	(13)	47	(22)	2	—	(81)	37	(439)
金利デリバティブ	(260)	25	—	—	(4)	(305)	(9)	—	271	6	(276)
為替デリバティブ	2	—	—	—	(9)	273	—	—	(65)	25	226
クレジット・デリバティブ	(386)	(36)	5	—	60	(99)	—	—	20	55	(381)
エクイティ・デリバティブ	(1,405)	(83)	—	—	170	980	—	—	(9)	272	(75)
デリバティブ純額¹	(2,049)	(94)	5	—	217	849	(9)	—	217	358	(506)
合計	5,925	9,507	(7,170)	(13)	(525)	866	184	(2)	574	87	9,433

1. デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は38億7,300万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は43億7,900万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計										
	2021年 1月1日 現在	損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計					その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計		振替		2021年 6月30日 現在
		購入	売却	発行	決済	トレーディング収益	その他の収益	レベル3へ	レベル3から		
(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
社債	151	305	(87)	—	—	25	—	—	40	(11)	423
非アセット・バック・ローン	709	620	(131)	—	(84)	13	—	—	124	(106)	1,145
アセット・バック証券	686	112	(294)	—	—	(10)	—	—	43	(48)	489
エクイティ現物商品	214	13	(17)	—	—	32	—	—	29	(9)	262
その他	103	21	—	—	(51)	(1)	—	—	162	(1)	233
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,863	1,071	(529)	—	(135)	59	—	—	398	(175)	2,552
非アセット・バック・ローン	2,280	696	(299)	—	(388)	10	—	—	69	(47)	2,321
エクイティ現物商品	320	166	(194)	—	—	(171)	18	—	—	—	139
プライベート・エクイティ投資	88	22	(7)	—	(7)	(1)	3	—	—	—	98
その他	1,704	2,296	(2,389)	—	(160)	(19)	1	—	16	—	1,449
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,392	3,180	(2,889)	—	(555)	(181)	22	—	85	(47)	4,007
非アセット・バック・ローン	106	—	—	—	—	—	—	—	—	(106)	—
アセット・バック証券	47	—	—	—	(5)	—	—	1	—	—	43
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	153	—	—	—	(5)	—	—	1	—	(106)	43
投資不動産	10	—	(2)	—	—	—	—	—	—	—	8
トレーディング・ポートフォリオ負債	(28)	(3)	14	—	—	(7)	—	—	—	7	(17)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(341)	—	—	—	98	7	—	—	(78)	18	(296)
金利デリバティブ	(2)	9	—	—	33	(121)	4	—	21	(296)	(352)
為替デリバティブ	1	—	—	—	58	(6)	—	—	3	(34)	22
クレジット・デリバティブ	(155)	(118)	2	—	(5)	12	(1)	—	1	(1)	(265)
エクイティ・デリバティブ	(1,615)	(315)	(1)	—	(32)	(221)	—	—	28	808	(1,348)
デリバティブ純額¹	(1,771)	(424)	1	—	54	(336)	3	—	53	477	(1,943)
合計	4,278	3,824	(3,405)	—	(543)	(458)	25	1	458	174	4,354

1. デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は36億5,600万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は55億9,900万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産および負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2022年6月30日に終了した半期				2021年6月30日に終了した半期			
	損益計算書				損益計算書			
	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	合計	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	121	—	—	121	35	—	—	35
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	16	9	—	25	(67)	35	—	(32)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	(2)	(2)	—	—	—	—
投資不動産	—	(1)	—	(1)	—	—	—	—
トレーディング・ポートフォリオ負債	(35)	—	—	(35)	(6)	—	—	(6)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(14)	—	—	(14)	7	—	—	7
デリバティブ純額	862	(1)	—	861	(367)	—	—	(367)
合計	950	7	(2)	955	(398)	35	—	(363)

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	2022年6月30日現在				2021年12月31日現在			
	有利な変動		不利な変動		有利な変動		不利な変動	
	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
金利デリバティブ	75	—	(108)	—	51	—	(79)	—
為替デリバティブ	15	—	(22)	—	20	—	(28)	—
クレジット・デリバティブ	111	—	(115)	—	112	—	(103)	—
エクイティ・デリバティブ	107	—	(112)	—	181	—	(190)	—
社債	36	—	(35)	—	38	—	(28)	—
非アセット・バック・ローン	233	—	(260)	—	99	—	(150)	—
エクイティ現物商品	56	—	(112)	—	25	—	(42)	—
プライベート・エクイティ投資	9	—	(9)	—	10	—	(11)	—
その他 ¹	27	—	(36)	—	19	—	(20)	—
合計	669	—	(809)	—	555	—	(651)	—

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大6億6,900万ポンド(2021年12月:5億5,500万ポンド)の公正価値の増加または最大8億900万ポンド(2021年12月:6億5,100万ポンド)の公正価値の減少をもたらす、実質的にすべての潜在的な影響は剰余金ではなく損益に及ぶこととなります。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル3に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2021年度の英文年次報告書の注記16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

財務書類に対する注記

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整	(531)	(498)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(82)	(127)
デリバティブ信用評価調整	(388)	(212)
デリバティブ自己信用評価調整	208	91

- 市場のビッド・オファーの спреッドにより導き出された出口価格調整は、市場のビッド・オファーの спреッドの変動により 3,300 万ポンド増加して 5 億 3,100 万ポンドになりました。
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、金利の上昇による無担保資金調達エクスポージャーの減少の結果、4500 万ポンド減少して 8200 万ポンドとなり、これは資金調達スプレッドの拡大の影響を相殺しました。
- デリバティブ信用評価調整は、取引相手の信用スプレッドインプットの拡大を受けて 1 億 7,600 万ポンド減少し、3 億 8,800 万ポンドとなりました。
- デリバティブ自己信用評価調整は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのクレジット・スプレッドインプットの拡大により、1 億 1,700 万ポンド減少し、2 億 800 万ポンドとなりました。

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 1 億 600 万ポンド(2021 年 12 月:1 億 2,200 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 2,700 万ポンド(2021 年 12 月:2,800 万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品の追加額と為替差益は 1,900 万ポンド(2021 年 12 月:5,900 万ポンド)、償却および戻入が 3,500 万ポンド(2021 年 12 月:4,000 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品の償却および戻入は 100 万ポンド(2021 年 12 月:200 万ポンド)でゼロポンド(2021 年 12 月:ゼロポンド)の追加額によって相殺されました。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDIC はパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、30 億 6,500 万ポンド(2021 年 12 月:7 億 9,000 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2021年度の英文年次報告書の注記16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
貸付金(償却原価ベース)	180,098	180,103	145,259	145,665
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	1,060	1,060	3,177	3,177
金融負債				
預り金(償却原価ベース)	(311,465)	(311,455)	(262,828)	(262,843)
レボ取引およびその他類似の担保付借入	(12,805)	(12,807)	(12,769)	(12,776)
発行債券	(68,656)	(68,504)	(48,388)	(48,350)
劣後負債	(32,241)	(32,230)	(32,185)	(33,598)

7.劣後負債

	2022年6月30日 日に終了した半 期 (百万ポンド)	2021年12月 31日終了事業 年度 (百万ポンド)
期首残高	32,185	32,005
発行	4,803	9,099
償還	(4,221)	(7,241)
その他	(526)	(1,678)
期末残高	32,241	32,185
公正価値で測定すると指定された金融負債(注記6)	580	483
劣後負債合計	32,821	32,668

48億300万ポンドの発行は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金45億4,400万ポンド、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債1億2,800万ポンド、南アフリカ・ランド建変動利付債8,900万ポンドおよびユーロ建変動利付債4,200万ポンドで構成されています。

42億2,100万ポンドの償還は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金30億8,700万ポンド、パークレイズ・ピーエルシーにより第三者に発行された債券10億6,000万ポンドおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債7,400万ポンドで構成されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより第三者に発行された10億6,000万ポンドの債券は、ユーロ建利率6.625%固定利付劣後8億3,800万ポンド、米ドル建利率6.86%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)1億4,700万ポンド、ユーロ建劣後変動利付債4,200万ポンド、英ポンド建無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート2,100万ポンド、英ポンド建利率6%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)1,200万ポンドで構成されています。

その他の変動には主に、外国為替の変動および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

8.引当金

	修正再表示 ¹	
	2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
顧客に対する補償	1,629	266
法律、競争および当局関連	406	211
人員削減および事業再編	23	46
未実行の契約上のコミットメント・ファシリティおよび保証	487	499
不利な契約	—	2
その他引当金	100	86
合計	2,645	1,110

1. 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

有価証券の過剰発行

2022年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、有価証券の過剰発行に関連して17億5,700万ポンド(2021年12月:2億2,000万ポンド)の引当金を貸借対照表上認識しています(詳細については、英語原文32ページの作成の基礎をご参照ください)。このうち15億9,200万ポンド(2021年12月:2億2,000万ポンド)は仕組債の過剰発行によるもの(顧客救済の範囲内)で、1億6,500万ポンド(2021年12月:ゼロポンド)は、潜在的なSECの決定に関する進行中の協議から生じる可能性がある負債に関連するもの(法律、競争および規制関連事項の範囲内)です。

過剰発行された仕組債の投資家の取消権に関連する引当金の金額は、(特に)取消請求の対象となる仕組債の市場価値、当該取消請求への参加率、実勢金利および外国為替レートの変動によって決定されます。取消請求の対象となる仕組債の大部分は、投資家に対し株式に連動したリターンを提供しています。そのため、これらの債券の市場価値は、個々の株式の市場価値や様々な指数の変動に対して非常に高い感応度を示します。

13億7,200万ポンドの引当金の増加は、主に仕組債の市場価値の低下と、取消によって投資家に支払われる追加の経過利息を反映しています。米国株式市場は2022年度上半期において変動が激しく、S&P500等の米国株式指数価格が2021年度末の水準から大幅に下落したため、仕組債の市場価値が低下し、引当金として計上すべき金額が増加しました。この引当金には、年度末以降に締結され、損益計算書への純変動率を低減するために2022年度第1四半期末から開始された市場ヘッジの影響は含まれていません。これらの市場ヘッジを決定する際に、市場業務の位置づけとともに、市場のボラティリティから生じる取消費用の変動を考慮しました。

また、仕組債には、取消価格が支払われるまで、月次ベースで利息が発生します(現在の一般的な金利と参加率の前提では、月次で約3,400万ポンドとなります)。また、この引当金は、有価証券が暴落している仕組債の投資家がすべての取消申し入れに応じるわけではないことも想定しています。すべての投資家が取消申し入れに応じた場合、引当金は約6,000万ポンド増加します。

引当金の残りの増加額1億6,500万ポンドは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが行った、SECとの解決に係る潜在的な費用の見積金額です。

9.退職給付

2022年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる純年金積立超過額は50億ポンド(2021年12月:36億ポンド)となりました。パークレイズ・バンク・グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)のIAS第19号に基づく純年金積立超過額は、52億ポンド(2021年12月:38億ポンド)となりました。UKRFの変動は、AAの社債利回り(将来の負債の割引に使用される)の全体的な上昇、長期期待物価上昇率の前提の引き下げ、および積立不足削減のための拠出金の支払いによるものでした。これらの変動は、UKRFの資産価値の下落と最近の高インフレが負債に与える影響によって部分的に相殺されました。

UKRFの積立評価

財務書類に対する注記

2021年9月30日現在の最新の年次情報では、積立状況が2020年9月30日現在において示された9億ポンドの積立不足から6億ポンドの積立超過に改善されたことが示されています。この改善は主に、7億ポンドの積立不足削減と好調な資産収益率によるもので、長期的な予想物価上昇率によって一部相殺されています。前回の3年毎の評価で合意された積立不足回復計画では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから2022年に2億9,400万ポンド、2023年に2億8,600万ポンドの積立不足削減のための拠出金が必要です。これらの積立不足削減のための拠出金は、毎年発生する給付費用のグループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。2022年の積立不足削減のための拠出金のうち1億4,700万ポンドは4月に支払われ、2022年の残りの1億4,700万ポンドは9月に支払われる予定です。次回のUKRFの3年毎の数理評価は2022年9月30日付で、2023年に完了予定です。

2019年および2020年において、パークレイズ・バンク・グループの主要年金制度であるUKRFは、IFRS第10号に基づきパークレイズ・バンク・グループ内で連結されている企業が発行する非譲渡性上場上位固定利付債(シニア債)12億5,000万ポンドを引き受けました。これらの取引の結果、2019年および2020年の積立不足削減のための拠出金によるCET1への影響は、債券の満期時に2023年、2024年、2025年まで繰り延べられました。2022年4月13日のPRAの声明を受けて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこれらの取引を解消し、この解消の条件と時期について2022年9月30日時点の次の3年毎の数理評価の一環として、UKRF受託者と合意する予定です。解消により、CET1比率の約30bpsの引き下げは、2023年、2024年、2025年から2022年度第4四半期に加速されることとなります。

10. 払込済株主資本

普通株式

2022年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株(2021年12月:23億4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2022年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本600万ポンド(2021年12月:600万ポンド)は、1株1.00ポンドのポンド建優先株式1,000株(2021年12月:1,000株)、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2021年12月:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2021年12月:58,133株)で構成されていました。

2022年6月30日までの6ヵ月間において、普通株式や優先株式の発行または償還はありませんでした。

11. その他の持分商品

その他の持分商品97億9,400万ポンド(2021年12月:96億9,300万ポンド)は、パークレイズ・ピーエルシーに発行したAT1証券です。パークレイズ・ピーエルシーは市場発行による資金を、パークレイズ・バンク・ピーエルシーからAT1証券を購入するために利用しています。2022年6月30日までの6ヵ月間において、1回の発行と1回の償還が行われました。

AT1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、関連する発行日時点で適用される資本規制に基づくAT1商品として適格となるように構成されています。AT1証券は無期限であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、(i)当初繰上償還日または当初繰上償還日から5年毎にいつでも、または(ii)当初更改日に終了する指定期間に該当する任意の日または当初更改日から5年毎にいつでも全額償還可能です。またAT1証券は、その税金または規制上の取り扱いに一定の変更があった場合は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により全額償還可能です。償還には、PRAによる事前の同意が必要です。

12. その他の剰余金

	2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	4,589	2,581
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(917)	(118)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(3,492)	(618)
当行自身の信用度に関連する剰余金	(103)	(960)
その他の剰余金	(24)	(24)
合計	53	861

財務書類に対する注記

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

2022年6月30日現在、為替換算再評価差額の貸方に45億8,900万ポンド(2021年12月:貸方に25億8,100万ポンド)が計上されています。20億800万ポンドの貸方方向への変動は主に、当期において米ドルに対して英ポンドが上昇したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの公正価値の変動を表しています。

2022年6月30日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額の借方に9億1,700万ポンド(2021年12月:借方に1億1,800万ポンド)が計上されています。7億9,900万ポンドの損失は主に、債券利回りの上昇によって債券の公正価値が減少したことによる損失10億8,300万ポンドによるものですが、税額控除2億8,400万ポンドにより一部相殺されています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2022年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の借方に34億9,200万ポンド(2021年12月:借方に6億1,800万ポンド)が計上されています。この28億7,400万ポンドの減少は主に、主要金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が39億800万ポンド減少したことを反映したもので、税額控除10億3,200万ポンドにより一部相殺されています。

当行自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する累積損益を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2022年6月30日現在、当グループ自身の信用度に関連する剰余金の借方に1億300万ポンド(2021年12月:借方に9億6,000万ポンド)が計上されています。8億5,700万ポンドの変動は主に、パークレイズの資金調達スプレッドの拡大による12億5,800万ポンドの利益が反映されており、4億300万ポンドの税金費用により一部相殺されています。

その他の剰余金

2022年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に帰属する剰余金が、その他の剰余金として借方に2,400万ポンド(2021年12月:借方に2,400万ポンド)計上されています。

13.偶発債務および契約債務

	2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
偶発債務および金融保証		
担保に供された保証および信用状	16,743	15,759
履行保証、支払承諾および裏書	7,532	7,987
合計	24,275	23,746
契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,888	1,584
スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	334,483	282,867
合計	336,371	284,451

財務書類に対する注記

法律、競争および当局関連の事項に関連するパークレイズ・バンク・グループに対する潜在的な財務上の影響の見積りを開示することが現実的でない場合の偶発債務の詳細は、注記 14 に記載されています。

14. 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関連する引当金の認識には、注記 8「引当金」に適用される関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行うことが含まれます。偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りは、現時点で見積もることが実務上不可能な場合、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めています。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザー・サービス契約に対する調査

FCA の手続

2008 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタール・ホールディングス・エルエルシーは、2 件のアドバイザー・サービス契約(両契約)を締結しました。金融行為監督機構(FCA)は、両契約が 2008 年 6 月および 11 月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったことから、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013 年に、FCA は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとって開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが上場原則 3 に違反したと結論付ける警告通知書(本通知書)を発行しました。本通知書に記載されている罰金は 5,000 万ポンドです。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。

パークレイズの一部の元役員に対する英国重大不正捜査局(SFO)手続が終了し、無罪となったため、停止していた FCA の手続が再開されました。2022 年度第 1 四半期に規制決定委員会の前に公聴会が開かれ、2022 年度下半期に判決が下される予定です。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR などの特定の金融ベンチマーク操作の疑いにおけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しました。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して LIBOR および/またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米ドル建 LIBOR に関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY)における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO 法)、1934 年証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

集団訴訟および個別訴訟を意図した訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。1 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として 1 億米ドル以上を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは過去に一部の請求について和解しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーがそれぞれ 710 万米ドルおよび 2,000 万米ドルおよびを支払った集団訴訟の和解の 2 件は、裁判所の最終承認を受けました。またパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、それぞれ 750 万米ドルと 195 万米ドルでさらに 2 件の事項を解決しました。

財務書類に対する注記

英ポンド建 LIBOR に関する民事訴訟

2016年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、特に、被告が反トラスト法、CEA 法および RICO 法に違反して英ポンド建 LIBOR の金利操作を行ったと主張する、SDNY において提起された集団訴訟を意図した 2 件の訴訟が併合されました。請求の却下を求める被告の申立ては、2018 年に認められました。原告は却下について控訴しています。

日本円建 LIBOR に関する民事訴訟

2012年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告代表および日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では特に、ユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求を棄却し、また裁判所は 2020年に、残りの CEA 法に係る原告の請求を棄却しました。原告は、それらの請求の棄却について下級裁判所に控訴しました。

2015年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対して上記の集団訴訟と同様の主張をする第二の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。パークレイズと原告は、両方の訴訟で 1,775 万米ドルの和解に達し、当該和解は裁判所の承認を受けることを条件としています。

SIBOR/SOR に関する民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取って SDNY に提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、2016年に提起されました。原告と残りの被告(パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含みます)は、これらの事項を 9,100 万米ドルで解決するための共同和解に達し、裁判所の予備的な承認を受けています。2022年11月に最終的な裁判所の承認に係る公聴会が予定されています。当該共同和解におけるパークレイズの負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2019年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、被告であるその他の金融機関、およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクとその一部の関連会社(ICE)を含むパネル銀行に対して、集団訴訟を意図した複数の訴訟が SDNY で提起されました。当該訴訟では、被告らが ICE への申告により米ドル建 LIBOR を操作したとして反トラスト法に係る請求権を主張しています。これらの訴訟は併合されました。却下を求める被告の申立ては、2020年に認められ、原告らは控訴しました。2022年2月、この却下は控訴審において支持されました。原告は、米国最高裁判所の審査を求めています。本事項は完結しています。

2020年8月、米ドル ICE LIBOR に連動する変動金利が付された貸付金およびクレジットカードの個々の債務者および消費者を代表して、ICE LIBOR 関連の訴訟がカリフォルニア州北部地区連邦裁判所に個々の原告のグループによって提起されました。原告が、特に被告に対し、LIBOR の設定の継続や、全体的または部分的に米ドル LIBOR に依存する金融商品の行使を禁止するための予備的および恒久的な差止命令を求めた申立ては却下されました。被告はこれに対して却下を求める申立てを行いました。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR を操作したという主張に関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対して 2017年に発行された請求が 1 件残っています。LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連して、欧州における他の複数の管轄区域、アルゼンチンおよびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。他にもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップに関する民事訴訟

ニューメキシコ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他様々な金融機関を相手取った集団訴訟が係争中です。原告であるニューメキシコ州投資委員会および特定のニューメキシコ年金基金は、被告が決済時にクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)契約の評価に使用されるベンチマーク価格(すなわち、CDS 最終オークション価格)を共謀して操作

財務書類に対する注記

したと主張しています。原告らは、米国反トラスト法および CEA 法の違反、ならびに州法に基づく不当利得を主張しています。被告はこれに対して却下を求める申立てを行いました。

外国為替に関する調査および関連する民事訴訟

2015 年に、パークレイズ・バンク・グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、米国の様々な連邦および州の当局ならびに FCA との和解に達しました。和解の合計額は約 23 億 8,000 万米ドルです。欧州委員会は 2019 年 5 月に 2 件の和解を発表し、パークレイズ・バンク・グループは合計で約 2 億 1,000 万ユーロの課徴金を支払いました。2019 年 6 月にスイス競争委員会は 2 件の和解を発表し、パークレイズ・バンク・グループは合計で約 2,700 万スイス・フランの課徴金を支払いました。2021 年 12 月、欧州委員会はパークレイズ・バンク・グループに総額約 5,400 万ユーロの課徴金を求める最終的な和解を発表しました。この金額については過年度において引当済です。上記の進行中の調査がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

和解から離脱した原告による外国為替に関する民事訴訟

2018 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は、外国為替市場を操作したと主張して SDNY に提起された併合訴訟(外国為替に関する併合訴訟)について、合計 3 億 8,400 万米ドルで和解しました。また 2018 年に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった原告のグループが、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取り、SDNY に訴訟を提起しました。原告の請求の一部は 2020 年に却下されました。

リテールベースに関する民事訴訟

2015 年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の集団訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)が提起されました。SDNY は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・バンク・グループおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエル、ブラジルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関連する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびパークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッド(BX)に対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

上記の訴訟には、上記の欧州委員会との和解を受けて、2019 年に英国競争不服申立審判所(CAT)においてパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BX、BCI およびその他の金融機関を相手取り提起された 2 件の集団訴訟が含まれています。原告は控訴に対する承認を求めています。CAT は 2022 年度第 1 四半期にこれらの請求を認証することを拒否しました。また、2019 年には、外国為替取引に関する欧州および英国の競争法違反を主張する様々な銀行および資産運用会社により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取った別の請求が英国の高等裁判所において申し立てられ、その後 CAT に移送されました。

金属に関連する民事訴訟

原告の集団をそれぞれ代表する複数の米国の民事訴訟が併合され、SDNY に移送されました。これらの民事訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、反トラスト法ならびにその他の連邦法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。両当事者は、これらの事項を 5,000 万米ドルで解決するための共同和解に達しました。これは、裁判所の予備的な承認を受けており、2022 年 8 月に最終的な裁判所の承認に係る公聴会が予定されています。当該共同和解におけるパークレイズの負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。米国では、原告集団により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および BX を含む複数の銀行に対して、CEA 法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する別の民事訴訟が提起されていましたが、パークレイズのグループ企業に対する当該訴訟は却下されました。原告らは、控訴に対する裁判所承認を求めることができます。

財務書類に対する注記

またカナダの裁判所では、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよび BCI に対して、金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関連して、特定の RMBS に関して受託者が提起した未解決の買戻請求から生じた 2 件の民事訴訟が審理中です。当該訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび／または 2007 年に取得した子会社が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。1 件の訴訟では、2022 年 6 月に略式判決を求めるパークレイズの被告の申し立てが認められ、原告の R&W 侵害の請求は棄却されました。原告は控訴する可能性があります。他の買戻しに関する訴訟は係争中です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、他の 2 件の買戻しに関する訴訟について和解に達し、裁判所の最終承認を受けました。これらの買戻しに関する訴訟のうち 1 件の和解金の支払いはいは 2022 年度第 1 四半期に完了し、もう 1 件は 2022 年度第 3 四半期に完了する予定です。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

2020 年、ニューメキシコ州第 1 司法地区連邦裁判所において、2 つの国民年金基金とニューメキシコ州投資委員会を代表するニューメキシコ州により、BCI を含む 6 銀行を相手取った、過去に購入済の RMBS に関連する民事訴訟が提起されました。訴状では、BCI について、BCI が引き受けた RMBS のうちファンドが購入したのは約 2,200 万米ドルであると主張しています。両当事者は、これらの事項を 3,250 万米ドルで解決するための共同和解に達しました。和解金は 2022 年 4 月に支払われました。上記の共同和解における BCI の負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告が(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および／または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。裁判所は 2021 年 3 月に併合訴訟を却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。修正訴状の却下を求める被告の申立ては、2022 年 3 月に認められました。原告は、この判決に対して控訴しています。

さらに、一部の原告は、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴訟では、被告が共謀して、反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

SDNY およびトロントにあるカナダ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、パークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドと、カナダで提起された訴訟においてはパークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他の一部の金融機関を相手取り、被告が共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張する、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。

SDNY に提起された訴訟のうち 1 件については、裁判所が原告による請求の却下を求める被告の申し立てを認めました。この却下は控訴審において支持されましたが、地方裁判所はその後、当事者に対立の可能性があることを通知しました。却下を求める申し立ては、新しい地裁判事に委ねられ、原告は却下命令を取り消すよう申し立てを行いました。原告は、SDNY におけるその他の訴訟については自主的に取り下げています。カナダ連邦裁判所の訴訟では、原告は 2020 年に少数の銀行(パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクを除く)と和解に達しました。原告は集団認証プロセスを開始しました。裁判所が予定する期限はなく、訴訟は初期段階にとどまっています。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告が共謀または結託して、償還条項付変動利付債(VRDO)に設定された金利を人為的に引き上げたと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に

財務書類に対する注記

(通常は週次で)更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、イリノイ州およびカリフォルニア州を代表する民間の原告による 2 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 3 件の訴訟は SDNY において併合されました。SDNY における併合された集団訴訟において、原告の請求の一部は 2020 年 11 月に却下されました。また、併合された修正訴状の請求の一部却下を求める被告の申立てについては一部が認められ、2022 年 6 月に一部が却下されました。カリフォルニア州の訴訟では、原告の請求は 2021 年 6 月に却下されました。原告は却下について控訴しています。

単元未満社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020 年に、BCI およびその他の金融機関は、集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。この請求では、端株取引や価格決定のための電子取引プラットフォーム開発への参加を共謀して拒否したと主張しています。原告は、金額を特定しない金銭的賠償を求めています。却下を求める被告の申立ては、2021 年に認められ、原告らは却下について控訴しました。地方裁判所はその後、当事者に対する可能性のあることを通知し、本件は新しい地裁判事に再委託されました。原告らは、控訴裁判所がさらなる手続のために訴訟を差し戻す場合に、却下命令を取り消し、原告が修正訴状を提出できるようにする判決を求める申立てを提出しました。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI、ならびに金利スワップ (IRS) のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、2016 年に SDNY において併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償を求めています。

2018 年に、trueEX エルエルシーは、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の金融機関を相手取り、trueEX エルエルシーの IRS プラットフォームの発展に関する同様の主張に基づく反トラスト法集団訴訟を SDNY において提起しました。2017 年に、テラ・グループ・インクは反トラスト法に基づく別の民事訴訟を SDNY において提起しました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2018 年および 2019 年に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関する両訴訟の一部の請求をそれぞれ棄却しましたが、係争中の連邦および州の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008 年に BDC ファイナンス・エルエルシー (BDC) は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDA マスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約 (本マスター契約) に違反したと主張し、2 億 9,800 万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州最高裁判所において提起しました。裁判の後、裁判所は 2018 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。2021 年 4 月、第一審裁判所は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な判決を 330 万米ドルで開始しましたが、法務費用および経費はまだ決定されていません。BDC は控訴しました。2022 年 1 月、上訴裁判所は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な第一審裁判所の略式判決を覆し、さらに手続を行うため下級裁判所に当該事項を差し戻しました。裁判は 2022 年度第 4 四半期に開始される予定です。

2011 年に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を相手取り、本マスター契約に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。この訴訟は現在停止しています。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000 名超の原告を代表する複数の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所 (EDNY) および SDNY において提起されています。これらの訴訟では概して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの多数の銀行が米ドル建てで取引できるよう便宜を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告または原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、米国反テロリズム法の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めており、同法では認定された損害の 3 倍の賠償を認めています。

裁判所は、EDNY における 6 件の訴訟のうち 3 件の却下を求める被告の申立てを認めました。原告は 1 件の訴訟について控訴しています。残りの訴訟は、控訴審の判決を待って停止しています。SDNY における 2 件の訴訟のうち、裁判所は、1 件目の訴訟

財務書類に対する注記

の却下を求める被告の申立てについても認めましたが、この申立ては EDNY の控訴審の判決を待って停止しています。2 件目の SDNY の訴訟は、1 件目の却下に対する控訴がある場合を待って停止しています。

株主によるデリバティブ関連訴訟

2020 年 11 月に、パークレイズの株主は、ニューヨーク州裁判所において、BCI、ならびに多数のパークレイズ・ピーエルシーの現職および元取締役会役員およびパークレイズ・バンク・グループの上級役員または従業員を相手取り、デリバティブ関連訴訟を提起しました。同株主は、名目上の被告であるパークレイズ・ピーエルシーを代表してこの訴えを提起し、個々の被告が 2006 年会社法に基づくものを含め、義務違反により会社に損害を与えたと主張しています。原告は、主張されているこれらの違反の結果としてパークレイズ・ピーエルシーが被ったとされる損失について、パークレイズ・ピーエルシーに代わって損害賠償を求めています。2021 年 4 月に修正訴状が提出され、BCI およびその他の一部の被告は却下を求める申立てを行いました。却下を求める申立ては、2022 年 4 月に認められました。原告は、この判決に対して控訴しています。

デリバティブ取引に関する民事訴訟

2021 年に、ベストシア(オランダの住宅組合)は、2008 年から 2011 年の間にパークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結した一連のデリバティブ取引に関連して、英国のパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して高等裁判所で 3 億 2,900 万ポンドの損害賠償を求めて申立てを行いました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行い、反訴しています。

タイムシェア・ローンおよび専門家によるレビューおよび関連事項

2020 年 8 月に、FCA は、パークレイズ・パートナー・ファイナンスとして取引し、パークレイズの販売時点のファイナンス事業を行うクライズデール・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド(CFS)による検証命令の申請を承認しました。これは、販売時点で必要なブローカー・ライセンスを保有していなかった、タイムシェア・オペレーターであるアズール・サービスズ・リミテッド(ASL)によって 2014 年 4 月から 2016 年 4 月の間に仲介された顧客に対する特定のローンに関するものです。検証命令の条件として、FCA は CFS に対し、ASL によって仲介されたローン(ASL ローン)の返済能力に関するプロセスの評価、および返済能力とブローカーの監視をより一般的に評価するための CFS の方針と手続に関して専門家によるレビューを行うことを要求し、ASL ローンが返済能力に関するテストをパスしなかった場合には修正を命じました。CFS は、FCA の手法に従い、ASL ローンの修正に自主的に同意し、修正は実質的に完了しています。専門家によるレビューの残りの範囲も完了しています。専門家は、現在および過去の返済能力の評価方法ならびに現在の監視方法の両方について、多数の見解を示し、その中には一部不利な見解も含まれていました。CFS は帳簿の全面的な遡及レビューは求められていませんが、顧客の損害の原因となった可能性がある過去の返済能力および/またはブローカーの監視方法について、特定のローンをレビューした後、損害が特定された場合、CFS は是正を行う予定です。現在までに、CFS は改善すべき多くの分野を特定しましたが、その範囲は現在も拡大しています。これとは別に、CFS は 2022 年 3 月に、ASL ローンの自発的な是正を 2014 年 4 月から 2016 年 4 月の間に仲介されたものから 2006 年から 2018 年の間に仲介された ASL ローンの全ポートフォリオに拡大することを決定しました。2022 年度第 1 四半期に、2014 年 4 月から 2016 年 4 月の期間以外に組成された ASL ローンの是正に関して、1 億 8,100 万ポンドの顧客補償のための引当金が認識されました。この引当金は、2022 年 6 月 30 日時点の最善の見積りを示しています。CFS は、他のレガシー・パートナー・ファイナンス・ローンに関する訴状を引き続き検討していますが、現時点では、この検討の結果やパークレイズ・バンク・グループへの財務上の影響を予測することはできません。

有価証券の過剰発行

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、米国の投資家に証券を発行するために、証券取引委員会(SEC)に米国証券発行登録書を提出しています。2017 年 5 月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは SEC の和解命令の対象となり、その結果、「著名適格発行者」(または WKSI)として区分されなくなり、SEC に提出された米国証券発行登録書に基づいて発行される一定額の証券を登録しなければならなくなりました。

2022 年 3 月 10 日、経営幹部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2019 年の米国証券発行登録書(2019 年 F-3)に基づく登録金額を大幅に超えて有価証券を発行したことを認識し、その後、前米国証券発行登録書(前証券発行登録書)に基づいて登録された金額を超える有価証券も発行されていたことを認識しました。過剰発行された有価証券は、仕組債と上場投資証券(ETN)で構成されています。登録金額を超えて発行された有価証券は、米国証券法上の「未登録証券」とみなされ、これらの有価証券の特定の購入者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する当該証券の引渡しに際し、有価証券の対価と利息から受領した収入を差し引いた金額、または購入者が当該証券を保有しておらず、損失を出して証券を売却した場合にはパークレイズ・バンク・ピーエルシーから損害賠償(取消価格)を受け取る権利を有するとされています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2022 年 8 月 1 日に取消申し入れを開始する予定で、これにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、取消価格で該当する証券の買戻しを申し出ます(取消申し入れ)。取消申し入れにより、潜在的な民事請求に対する賠償責任が軽減されると見込まれますが、

財務書類に対する注記

該当する米国連邦証券法に基づく請求を含むこのような請求がパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社に対してなされることを必ずしも妨げるものではありません。

さらに、取消申し入れは、SEC またはその他の当局がパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその関連会社に対して、科料、罰金および/またはその他の制裁といった結果をもたらすと見込まれる強制措置を講じることを禁止するものではありません。パークレイズ・バンク・グループは、SEC を含む様々な規制当局からの問い合わせや情報提供依頼に従い、対応しています。本件に関する SEC による調査は進行中であり、パークレイズ・バンク・グループは SEC の Division of Enforcement のスタッフと本件解決に向けて事前協議を行っています。

2022 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本件に関連して貸借対照表上で 17 億 5,700 万ポンドの引当金 (2021 年 12 月 : 2 億 2,000 万ポンド) を認識しており、そのうち、15 億 9,200 万ポンド (2021 年 12 月 : 2 億 2,000 万ポンド) は仕組債の過剰発行に、1 億 6,500 万ポンド (2021 年 12 月 : ゼロポンド) は潜在的な SEC の決定に関する継続的な協議の結果として発生する可能性のある負債に関連するものです。

上場投資証券の過剰発行については、証拠に関する課題と証券の取引水準の高さにより、偶発債務が存在します。また、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社に対する潜在的な民事請求または強制措置に関して偶発債務が存在しますが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、そのような請求または措置から生じる可能性がある債務の可能性を評価することができません。2019 年 F-3 および前証券発行登録書に基づく証券の過剰発行に関する負債、請求または訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、証券市場で頻繁に発行する発行体としての評判に悪影響を与える可能性があります。

未承認のメッセージアプリの使用に関する調査

2022 年 7 月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、金融業界の一斉調査の一環として、SEC および商品先物取引委員会 (CFTC) がパークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関に対し、未承認のメッセージアプリで送信されたビジネス関連文書に関する記録保持義務の遵守について調査を行ったことに関連して、SEC の執行部門のスタッフおよび CFTC のスタッフと基本合意に達しました。SEC と CFTC は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI が、従業員による業務目的での利用を銀行が承認していないメッセージアプリで従業員が文書を送受信した際、それぞれの記録保持規則を遵守していなかったと判断しました。提案されている解決策には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI が、SEC に対して合計 1 億 2,500 万米ドルの民事賠償金を、CFTC に対して 7,500 万米ドルの民事賠償金を支払うことが含まれています。また、和解には、金銭以外の要素も含まれますが、SEC と CFTC との最終的な合意には至っていません。和解条件および関連文書の最終合意、ならびに SEC と CFTC の承認に従い、民事賠償金は 2022 年度第 3 四半期に支払われる予定です。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁 (HMRC) の評価

2018 年に HMRC は、英国で事業を行う一部の海外子会社をパークレイズの英国 VAT グループ (ここでは、グループ・メンバー間の取引に係る VAT が通常は免除されます) から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、1 億 8,100 万ポンド (利息を含みます) の評価に相当します。このうち約 1 億 2,800 万ポンドがパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに、5,300 万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとパークレイズは予想しています。第一層審判所 (租税部) において HMRC の決定に対し控訴がなされています。

地方当局による LIBOR に関する民事訴訟

上記の「LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟」で言及した特定のベンチマーク金利の提出に関する政府による様々な調査についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが和解した後、英国では、一部の地方当局が、LIBOR 関連の行為に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが行った虚偽表示に依拠して 2006 年から 2008 年の間にローンを締結したと主張して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク UK ピーエルシーを相手取って訴訟を提起しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク UK ピーエルシーはこれらの申立てに対する抗弁に成功しました。請求は、当事者が今後これらの請求を行わず、自らの費用を負担することに同意するという条件で和解に至りました。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

一般事項

パークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価

財務書類に対する注記

証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、知的財産、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモロー上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、バークレイズ・バンク・グループが提起した、またはバークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。バークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がバークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした事項および本注記において具体的に記載されている事項に伴う不確実性の観点から、特定の1つまたは複数の事項(以前に扱われていた事項や本注記の作成日以降に発生した事項を含みます)の結果が、特定の期間におけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる事項によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

財務書類に対する注記

15. 関連当事者取引

2022年6月30日に終了した半期における関連当事者取引は、パークレイズ・ピーエルシーの2021年度の英文年次報告書で開示された取引内容と同様の性質でした。

パークレイズ・バンク・グループの財務書類に含まれているその他のパークレイズ・グループ会社との金額は、以下の通りです。

	2022年6月30日に終了した半期		2021年6月30日に終了した半期	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
収益合計	(342)	12	(304)	10
営業費用	(34)	(1,647)	(31)	(1,560)

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
資産合計	6,768	3,395	6,491	909
負債合計	35,140	4,626	32,141	3,962

上記を除き、2022年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、パークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものはありません。

16. 金利指標改革

金融危機後、LIBORなどの金利指標の改革と置き換えが各国の規制当局の優先事項となりました。FCAおよび各国の他の規制当局は、2021年末以降の、英ポンド、ユーロ、スイス・フラン、日本円ならびに1週間物および2ヵ月物の米ドルLIBORの公表停止に備えるよう市場参加者に指示しました。残りの米ドルLIBORは、2023年6月30日以降直ちに公表停止となる予定です。

パークレイズ・グループの代替金利指標への移行管理方法

パークレイズはグループ全体のLIBOR移行プログラムを立ち上げました。その詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2021年度の英文年次報告書(英語原文253ページ)をご参照ください。このプログラムは、英ポンド、ユーロ、スイス・フランおよび日本円LIBORのエクスポージャーの移行を監督するもので、2023年6月30日の公表停止に備えた米ドルLIBORの移行を監督することに加え、移行が完了していない残りのエクスポージャー残高の合成ベースの金利からの移行に引き続き取り組んでいます。

英ポンド、ユーロ、スイス・フランおよび日本円のエクスポージャーの過半数は現在、LIBORから移行しており、2021年度末に報告された移行が完了していないエクスポージャーについても良好な進展が見られています。若干の英ポンド、ユーロおよび日本円の契約は、2022年上半期末現在も移行が完了していません。これらの大部分は、現在、英ポンドと日本円のシンセティックLIBORに再設定されています。パークレイズは引き続き、これらの取引を双方で移行できるようクライアントと協力しておりますが、証券商品に関する保有者の同意および当局とのパブリック・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)ローン取引に関する現地当局の同意に関する潜在的リスクがあると判断しております。

財務書類に対する注記

また、パークレイズ・グループ全体の LIBOR 移行プログラムは、2023 年 6 月 30 日の公表停止スケジュールの影響を受ける米ドル LIBOR のエクスポージャーの移行に注力し始めました。英ポンド、ユーロ、スイス・フランおよび日本円 LIBOR と同様に、米ドル LIBOR の移行アプローチは、商品や取引相手の性質によって異なります。2022 年度上半期では、2022 年度下半期に開始予定の、他の商品に関する大規模クライアントの未使用貸付エクスポージャーの移行に集中的に取り組みました。エクスポージャーの積極的な転換とフォールバック条項の導入の双方が、相対デリバティブおよび非デリバティブ商品に適用される予定です。清算デリバティブについては、パークレイズは、2021 年の中央清算機関 (CCP) 主導の転換と同様に改革に向けた市場全体での標準化されたアプローチに従うことを前提として、中央清算機関と協力して移行に向けて取り組んでいます。

パークレイズ・バンク・グループは、一部の例外を除き、ニューヨーク連邦準備銀行の 2021 年度第 1 四半期のマイルストーンを満たし、米ドル LIBOR の新規使用を停止しました。パークレイズ・バンク・グループは、例外または免除が承認されるように統制を整備しております。

財務書類に対する注記

17. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの親会社要約貸借対照表

資産	修正再表示 ¹	
	2022年6月30日現在 (百万ポンド)	2021年12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金	195,796	144,964
現金担保および決済残高	89,878	75,571
貸付金(償却原価ベース)	247,192	199,782
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	3,873	4,982
トレーディング・ポートフォリオ資産	84,976	96,724
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	240,618	236,577
デリバティブ	295,680	234,409
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	41,479	44,163
関連会社および合併企業に対する投資	12	12
子会社に対する投資	19,338	19,134
のれんおよび無形資産	108	109
有形固定資産	121	128
未収還付税	1,286	671
繰延税金資産	1,763	1,679
退職給付資産	5,179	3,825
その他の資産	2,495	1,941
資産合計	1,229,794	1,064,671
負債		
預り金(償却原価ベース)	345,322	286,761
現金担保および決済残高	83,284	56,419
レポ取引およびその他類似の担保付借入	26,893	29,202
発行債券	50,638	32,585
劣後負債	31,694	31,875
トレーディング・ポートフォリオ負債	55,518	50,116
公正価値で測定すると指定された金融負債	284,345	291,062
デリバティブ	288,032	227,991
未払税金	249	342
繰延税金負債	—	6
退職給付債務	105	104
その他の負債	6,147	4,597
引当金	2,334	919
負債合計	1,174,561	1,011,979
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	2,348	2,348
その他の持分商品	14,500	14,400
その他の剰余金	(2,877)	(1,236)
利益剰余金	41,262	37,180
株主資本合計	55,233	52,692
負債および株主資本合計	1,229,794	1,064,671

1. 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文32ページの財務書類の修正再表示(注記1)をご参照ください。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、子会社に対する投資の帳簿価額は全額回収可能であると考えています。

その他の情報

決算報告スケジュール¹

2022年度の英文年次報告書

発表日

2023年2月15日

為替レート ²	増減率(%) ³				
	2022年 6月30日	2021年 12月31日	2021年 6月30日	2021年 12月31日	2021年 6月30日
期末日-米ドル/英ポンド	1.22	1.35	1.38	(10)%	(12)%
6ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.30	1.36	1.39	(4)%	(6)%
3ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.26	1.35	1.40	(7)%	(10)%
期末日-ユーロ/英ポンド	1.16	1.19	1.17	(3)%	(1)%
6ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.19	1.17	1.15	2%	3%
3ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.18	1.18	1.16	— %	2%

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

クリス・マナーズ +44 (0) 20 7773 2136

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキン +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 1026167

- ¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合があります。
- ² 上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。
- ³ 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、 パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびパークレイズ・グループ

パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「**当行**」といい、その子会社と総称して「**パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ**」といいます。）は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1（電話番号：+44 (0)20 7116 1000）に所在します。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年 8 月 7 日に設立され、1971 年 10 月 4 日、会社法（1948 年から 1967 年法）に基づき株式会社として登録されました。1985 年 1 月 1 日、当行は 1984 年パークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「パークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「パークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、パークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。パークレイズ・ピーエルシー（以下その子会社と総称して「**パークレイズ・グループ**」又は「**パークレイズ**」といいます。）は、パークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

パークレイズは、そのコンシューマー・バンキング・サービスを通じて個人および小規模企業を、そして、その法人向け銀行サービスおよび投資銀行サービスを通じて、より規模の大きい企業および機関をサポートしている英国の総合銀行です。パークレイズの事業、活動地域および収益の種類は多様なものとなっています。パークレイズ・グループの営業活動には、英国、米国およびヨーロッパでのコンシューマー・バンキング・サービスおよび決済サービス、ならびに世界的な法人向け銀行および投資銀行としての業務が含まれます。パークレイズ・グループは、パークレイズ UK（以下「**パークレイズ UK**」といいます。）部門およびパークレイズ・インターナショナル（以下「**パークレイズ・インターナショナル**」といいます。）部門の2つの部門により運営されており、これらの部門は、パークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。パークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドは、パークレイズ・グループの事業全体に技術、業務および実務のサービスを提供するサービス会社です。パークレイズ UK を構成する事業は、UK パーソナル・バンキング、UK ビジネス・バンキングおよびパークレイカード・コンシューマー UK です。これらの事業は、その英国リングフェンス銀行であるパークレイズ・バンク UK ピーエルシー（BBUKPLC）およびパークレイズ・グループの一定のその他の事業体によって行われています。パークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクならびにコンシューマー、カードおよび決済事業で構成されています。これらの事業は、そのノン・リングフェンス銀行である、当行およびその子会社ならびにパークレイズ・グループ内の一定のその他の事業体内で運営されています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、無担保かつ非劣後の長期債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、フィッチ・レーティングス・リミテッドから A+ をそれぞれ取得しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2021 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,061,778 百万ポンド（2020 年 12 月：1,059,731 百万ポンド）、貸付金（償却原価ベース）は 145,259 百万ポンド（2020 年 12 月：134,267 百万ポンド）、預り金合計額（償却原価ベース）は 262,828 百万ポンド（2020 年 12 月：244,696 百万ポンド）および株主資本合計額は 56,317 百万ポンド（2020 年 12 月：53,710 百万ポンド）となりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2021 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損戻入として 277 百万ポンド（2020 年 12 月：信用に関する減損費用として 3,377 百万ポンド）を計上後、5,418 百万ポンド（2020 年 12 月：3,075 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、2021 年度 Form 20-F に記載された、当行の 2021 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務諸表から引用したものです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2022 年 6 月 30 日に終了した6カ月間の未監査の財務情報において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,272,745 百万ポンド（2021 年 12 月：1,061,778 百万ポンド）、貸付金（償却原価ベース）は 180,098 百万ポンド（2021 年 12 月：145,259 百万ポンド）、預り金合計額（償却原価ベース）は 311,465 百万ポンド（2021 年 12 月：262,828 百万ポンド）および株主資本合計額は 58,916 百万ポンド（2021 年 12 月：56,317 百万ポンド）となりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2022 年 6 月 30 日に終了した6カ月間の税引前利益は、信用に関する減損費用として 293 百万ポンド（2021 年 6 月：信用に関する減損戻入として 288 百万ポンド）を計上後、2,605 百万ポンド（2021 年 6 月：3,257 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、2022 年度 Form 6-K に記載された、当行の 2022 年 6 月 30 日に終了した6カ月間の未監査の要約連結中間財務諸表から引用したものです。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下の通りとする。

- 「バークレイズ」または「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいう。
- 「バークレイズ・バンク・グループ」または「当行グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社である。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。バークレイズ・バンク・グループは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）事業およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメント（CC&P）事業から構成される、バークレイズ・グループにおけるバークレイズ・インターナショナル部門の大部分を営む。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドが行っている。バークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドは、バークレイズ・グループ全体のサービス会社であり、バークレイズ・グループ全体の事業に、テクノロジー、オペレーションおよびファンクションのサービスを提供している。

CIB

CIB は、インベストメント・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務、グローバル・マーケット業務から構成されている。これらの業務は、資金調達、融資、戦略およびリスク管理のニーズに対応して資金運用者、金融機関、政府、国際機関および法人顧客を支援している。

- グローバル・マーケット業務では、株式、クレジット、金利、為替の各商品について、市場に関する洞察、取引実行サービス、リスク管理および資金調達に関するカスタマイズされたソリューション等のサービスを幅広いクライアントに提供している。
- 投資銀行業務では、合併買収（M&A）、コーポレート・ファイナンスおよび金融リスク管理のソリューションに関する戦略的アドバイスとともに、株式および債券の発行サービスもクライアントに提供している。
- コーポレート・バンキング業務では、英国ポンド建ておよびユーロ建ての運転資金およびトランザクション・バンキング（貿易および決済を含む。）の提供、ならびに多国籍企業、大企業、中堅企業および金融機関への貸付を行っている。

CC&P

CC&P は、バークレイズ・バンク・グループのインターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務、プライベート・バンクおよび統一決済業務で構成されている。

- バークレイズ・バンク・グループのインターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務の一部として、米国においてバークレイズ・バンク・グループは、提携に焦点を当てたビジネス・モデルを展開しており、アメリカン航空、アメリカ退職者協会等との提携を通じて顧客にクレジットカ

ードを提供している。パークレイズ・バンク・グループはまた、オンラインで個人向け貯蓄商品、分割払いおよび個人向け貸付を提供している。

- ドイツにおいてパークレイズ・バンク・グループは、自社ブランドおよび共同ブランドのクレジットカード、オンライン貸付、ならびに電子 POS の融資および預金をはじめとする各種消費者向け商品も提供している。
- 統一決済業務により、あらゆる規模の企業が支払いの実行および受領をすることが可能となっている。
- プライベート・バンク業務では、英国、欧州、中東、アフリカおよびアジア全体でパークレイズ・グループのクライアントのニーズに応えるバンキング業務、クレジット業務および投資業務を提供している。

本社

本社は、本社部門および特定の集中管理部門（パークレイズ・グループ・サービス会社を含む。）から構成されている。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2021年 百万 ポンド	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド	2021年 百万 ポンド	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド
主要損益計算書データ¹										
利息収入純額	3,073	3,160	3,907	3,130	3,876					
手数料収入純額	6,587	5,659	5,672	5,607	5,698					
収益合計	15,408	15,778	14,151	13,600	13,730					
営業収益純額	15,685	12,401	12,949	12,957	12,177					
税引後利益／（損失）	4,758	2,451	2,780	1,010	(980)					
親会社株主帰属利益／（損失）	4,127	1,774	2,120	363	(1,763)					
当期包括利益／（損失）合計	3,073	2,294	2,476	1,597	(1,299)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	56,487	53,710	50,615	47,709	65,733	52,862	51,143	46,425	43,637	58,034
資産合計	1,061,778	1,059,731	876,672	877,700	1,129,343	1,064,671	1,081,552	891,121	893,396	1,125,000
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	17,497	42,275	(110)	(2,148)	57,321	9,578	32,556	(2,458)	(1,480)	61,705
投資活動からのキャッシュ純額	(1,653)	(8,192)	(6,471)	(33,646)	6,492	(1,890)	(9,379)	(7,464)	(38,917)	10,337
財務活動からのキャッシュ純額	1,122	(1,941)	(750)	(4,248)	1,392	793	(142)	(915)	(1,703)	1,398
現金および現金同等物 期末現在	185,860	173,125	139,314	149,990	204,452	159,059	153,491	129,287	142,877	193,693
平均従業員数（常勤相当）	20,200	20,900	20,500	22,400	21,800					

1. 2006年会社法第408条において認められているため、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書または包括利益計算書のデータは表示していない。